

日本精神
叢書第十六

聖德太子の十七條憲法

白井成允著

684

291



0012677000

0012677-000

684-291

日本精神叢書

文部省思想局・編

日本文化協会

第16

昭12

ACC

684
291

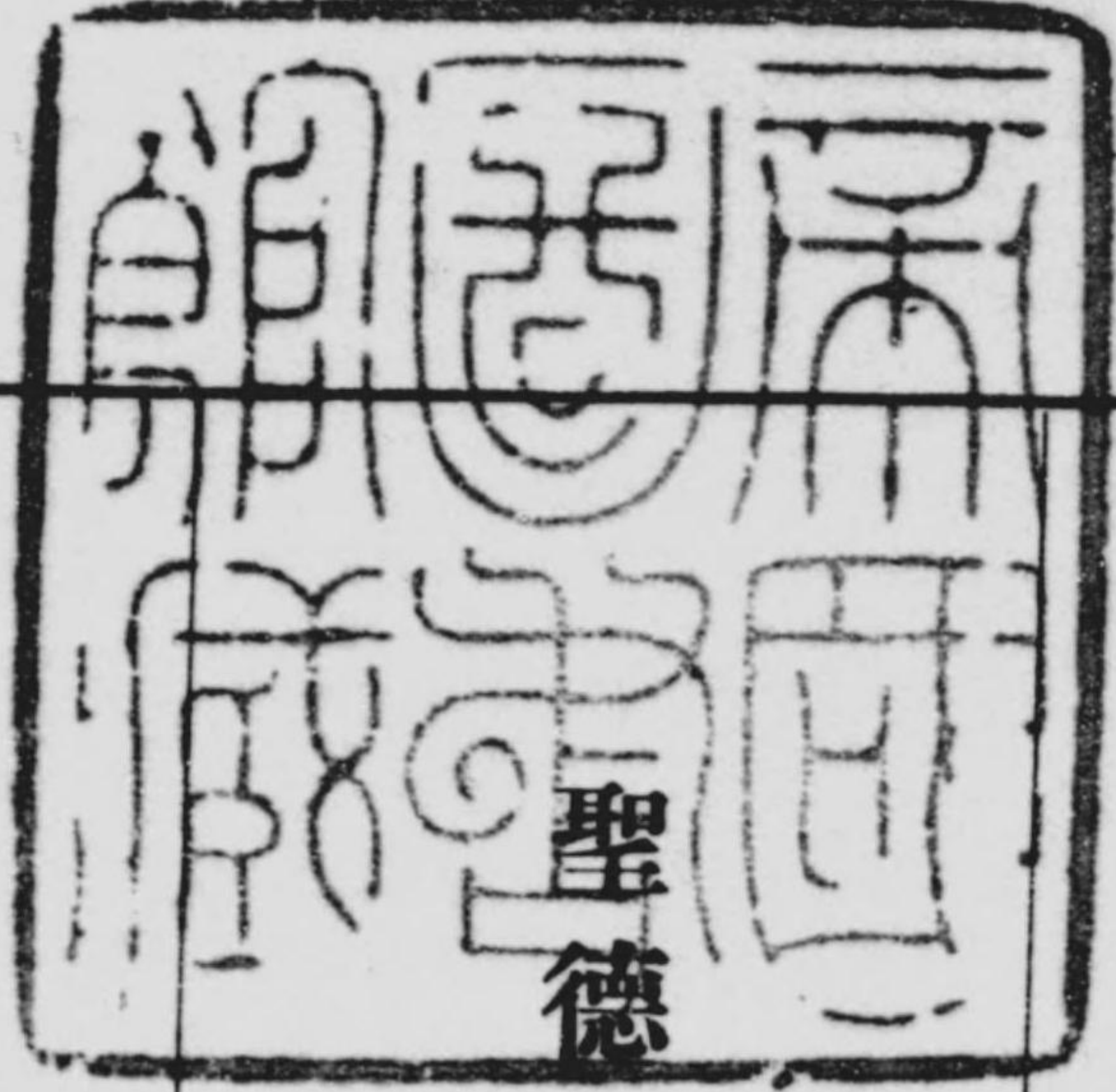
允成井白

法憲條七十の子太徳聖

書叢神精本日

六十第

26



京城帝國大學教授 白井成允著 (日本精神叢書)

聖德太子の十七條憲法

日本文化協會



684
291

- 一、本書は文部省より日本精神叢書の一編として発行したものである。
- 二、日本精神叢書は文部省に於て、我國古來の典籍中より精神教育上適切なるものを選択し、その要點を解説して貴重なる古典の精神を廣く國民に知らしめ、日本精神の心解と體得とに資せしめることを目的として編纂したものである。
- 三、本書は文部省より京城帝國大學教授、白井成允氏に委囑し、執筆を煩したものである。

昭和十二年十月

日本文化協會

凡例

此書は聖徳太子の作りたまひし十七條憲法の思召を承らうとして書いたものである。もと學的研究が目的でないから考證的な事はなるべく避けた。

序説に於て太子の時代と御生涯と其を貫く根本の御精神とを述べる筈であつたが、略解だけで既に豫定の紙數を超えてしまつたために、其の意を果たさなかつた。それで御事業については本叢書の中の花山信勝氏の「聖徳太子と日本文化」を、御精神については文學博士福島政雄氏の「日本教育源流考」を参照していただきたい。尙、稻葉圓成氏の「聖徳太子」も太子研究の一般に互つて極めて要領を盡くせる良書である。

全體に互つてできるだけ先進の方々の著書に教を受けつつ筆を進めたのであるけれども、或は餘りに私一箇の主觀を述べ過ぎた恐れがあるかも知れないし、又参考すべくして自ら知らず参考せず過ぎた論著も多い事であらう。書き足りない點の多い事、殊に三經義疏との關係等について考へねばならぬ事に少しも觸れ得なかつた事などは、どうしても無力なる私の責である。

此書を成さしめたまうた顯冥無數の師友に感謝の意を致し、殊に上掲書の外

聖德太子の十七條憲法

に左の諸書から随分の益を得たことを記しておきたい。

加藤咄堂氏「十七憲法講話」。

梅原眞隆氏「十七憲法講讀」。

晴島敏氏「十七條憲法講話」。

佐伯定胤氏「聖德皇太子」。

姉崎正治氏「上宮太子聖德王」。

久米邦武氏「聖德太子實錄」。

坂本太郎氏「聖德太子の鴻業」。(岩波講座 日本歴史)

福島政雄氏「聖德太子の生命と教化」。

黒上正一郎氏「聖德太子の信仰思想と日本文化創業」。

岡田正之氏「十七條憲法に就いて」。(史學雜誌 第廿七篇)

平安考古學會「聖德太子論纂」。

黑板勝美氏「聖德太子小觀」。

同 氏「國史の研究」及「年表」。

昭和十二年二月二十八日

以上

京城鶴丘白雲庵にて記す。

目次

一、序	説	一
二、本	文	一五
三、略	解	三〇
四、結	語	八一

聖徳太子の十七條憲法

一序 説



我が皇國は天地とともに開け、天照大神の神勅のままに、天地とともに窮無く隆えまします皇室を御魂とし實體とする國である。顧るにこの國の歴史は、世運の開展に伴ひて、自ら三の大なる時期を劃して、産み出されてきた。即ち初は天孫種族が都を大八州の真中なる大和に定めて他の諸種族を統へ、此の國土を拓き鎮めた時期、次は大陸と交りて國家の體制を確立し、東洋文化の寶藏となつた時期、今は西洋の文化を攝入れて世界歴史の指導者となりゆきつつある時期、是れである。而も此等三の時期は各其の使命を自覺して此が實現を指導したまへる救世の聖を有した。而もこれらの聖は、實に皇國の名に應ひて、孰れも皇室に現れたまうた。即ち初は神武天皇、次は聖徳太子、今は明治天皇、是れであらせられる。

神武天皇の猶日向に在すや、天神の國を授けたまひし大御心を憶念したまひ、皇祖皇考の正を養ひて國を治め、慶を積み暉を重ねて多に年所を歴たまへる御徳に應へて、天業を恢め弘べ天下に

光宅りたまはむとて、東に赴きて賊を鎮めたまふ。神祇之を護り、群臣之を扶けまつり、六年にして中州の地よく静かなるに至つた。乃ち恭みて寶位に臨み以て元元を鎮めむとて、橿原宮を造り、始馭天下之天皇となりたまうた。二年、群臣の功を定めて賞を行ひたまふ。四年、詔して、「我が皇祖の靈、天より降り鑿して、朕が躬を光らし助けたまへり、今諸の虜已に平ぎ海内無事なり、以て天神を郊祀りて用て大孝を申べたまふべきなり」とて、靈時を鳥見山に立てて、皇祖の天神を祭りたまうた。此の如くして日本國は其の最初の天皇の、皇祖なる天神に對ひたまふ、大孝の大御心によりて基を定められ、この大御心とこしへに臣民を育くみ治しめしたまふて今に至つたのである。蓋し、天神の瑞穂國を神孫に授けたまふや、國の一切の群生を平らけく安らけく彌榮に統べ治しめさむことを思召したまふ。是故に天皇に於て皇祖天神に大孝を申べたまふ事は則ち臣民を慈しみ育くみたまふことに他ならず、大孝大慈是れ一にして一系の皇統永く天地に照り耀きましますのである。

神武天皇の後、列聖相繼いで此の大道に止まりたまふ。ただ世運の轉變常ならず、凡そ一千年を経て後、内は氏族制度の勢の趨く所、閥族權を競ひて漸く土地人民を私領し、勢力遙に皇室を凌ぐに至り、外からは易姓革命の思想の浸潤するあり、此に我が國體の危機を招來するに至つた。然るに辱さかな、皇祖天神の御冥助空しからず、方に此の時、聖德太子の世に出でますあり、推古天皇の下に萬機を攝りたまふこと三十年、此の危機を轉じて却つて興國の縁と爲さしめ、正しく永遠に

我が國體の尊嚴を吾等國民の心魂に徹せしめて爾後の我が國史の辿りを決定せしめ、我が國をして嚴然たる東海の一帝國として東洋文化の寶藏たり其の精華の發揚者たるに至らしめたまうた。

太子の後凡そ千二百五十年にして明治天皇の御世が始まつた。略半世紀に亘る天皇の御世に於て、我が國は、内は將軍が政を執れる中世封建の體制から天皇親政の本來の道に復りて近代國家の體制を完成し、外は西洋列強の侵略の渦中に没し去られんとする小島國から起つて東洋安定の勢力となり、遂に世界歴史に新なる時を劃して之を指導すべき天命を荷ふに至つたのであるが、是れ一に天皇の偏き御稜威に由ること、吾等の經驗に新なるところである。まことに大孝大慈是れ一にして天日嗣の御榮え天地に遍きを吾等は天皇に於て拜がみ奉つたのである。

かく、天照大神の神勅の永遠に榮えゆき在すところ、神武天皇によりて大八州の國と民と一に統べ治めらるる基開かれ、聖德太子によりて斯の皇國の御魂遍く國民の生命の流れに徹して自覺實證せしめられ、かくして久しく蒙に居て正を養ひ來りし全き力が明治天皇によりて直ちに世界歴史の上に廻向し開展せしめられて、茲に今や昭和の大御世に於て吾等は各己が職務に勵むところ以て直ちに世界歴史を動かし能く人類の理想を證すべき天命を身に負ふに至つてゐるのである。

然るに今此書に於て述べようとするのは、聖德太子の十七條憲法についてである。吾等は此の憲法の條々を頂戴するに前立つて先づ少しく太子の時代と御生涯とについて知る所が無ければならぬ。

聖德太子は、敏達天皇三年（皇紀一二三四年）を以て降誕あらせられ、推古天皇元年皇太子として政を攝するの職に即きたまひ、其の三十年（皇紀一二八二年）を以て薨去あらせられた。太子の攝政の時代は、我が國の文化の歴史の上に、殊に國體の觀念の自覺の歴史の上に、極めて重要な意味を有する時代であつた。

之を内に顧れば、太古以來氏族制度の因襲久しかりし結果、中央と地方とを問はず、臣・連・伴・造・國・造などと稱せられた臣僚等は、神別又は皇別に出づる父祖の勳功によりて賜はれる地位職務と縁として漸く之に連關せる土地人民を私有し世襲し、勢の大なる者は他を併せて愈々力を増すに至り、果は皇室の御領を私して擅に其の領民を使役し、不臣の振舞漸く増長して黨を結び争を求めて恐多くも皇位繼承の際に容喙し奉り、皇威は爲に益々陵夷したまふに至つた。更に之を外に眺めれば、神功皇后の頃から任那の内官家を中心として我れに服屬し或は朝貢してきた百濟・新羅の諸國は、我が彼地に於ける將領等の策の宜しからざりし爲に叛服常ならず、欽明天皇の御代には任那さへ遂に新羅に滅ぼされて半島に於ける我が勢力は一掃せらるるに至つた。ために天皇は崩御に臨んで新羅を打ち任那を建つべきことを遺詔したまうた。然もこの詔は爾後三朝を経て未だ遂げられたまはず、聖德太子攝政の時に傳へられたのである。まことに閩族の擅權の故に皇威内に微にして國勢亦外に縮まりたる危機、是れ太子の立ちたまへる時勢であつたのである。

抑々蘇我氏は皇別にして殊に三韓服屬の爲に偉勳を立てたる武内宿禰の裔、世々大臣として、か

の神別にして國初以來朝に仕へ奉りし大連大伴氏・物部氏等と共に閩族の首領であつた。然るに欽明天皇即位の初大伴氏は三韓に於ける失政の故に勢を失ひ、その頃から特に蘇我物部兩氏の角逐が荒んできた。蘇我氏は父祖以來三韓の事に係はり、朝廷の財物を檢校し、秦漢兩部の歸化人を統率する等の關係から、好んで大陸の文化を享受する進歩主義を懐いてゐた。之に反して物部氏は武を以て朝に仕へ來れる古名族として其の立つ處は保守主義に存した。此の思想上權勢上の拮抗は、欽明天皇の十三年、佛像經論等が公に百濟聖明王によつて我が朝廷に傳へられたとき、之を受くべきか否かの議を繞りて爆發した。

聖明王が、諸法の中で最も勝れ、能く無量無邊の福德果報を生じ無上菩提を成さしめるものとして佛法を傳へ奉つたとき、天皇之を聞しめしたまひ、昔より來、未だ曾て是の如き微妙なる法を聞くを得ざりき、とて歡喜踴躍したまうたけれども、之を禮すべきか否かをば群臣に問ひたまうた。蘇我大臣稻目は、西蕃の諸國、一ら皆之を禮へり、豊秋日本豈獨り背かむや、と奏し、物部大連尾與と中臣連鎌子とは、蕃神を拜まば恐らくは國神怒を致しまつらむ、と奏した。天皇は請願ふ人に付けるが宜からうとて稻目に賜うて禮拜せしめたまうた。かうして兩派の争端は開かれた。

争は敏達・用明・崇峻三朝を經、稻目の子馬子と尾與の子守屋・鎌子の子勝海との間に繼がれて推古天皇の時に至つた。

この時蘇我大臣は外戚の權を以て立ち、群臣敢て之に抗はうと欲する者も無かつた。今や一步過

まれば大禍遂に避け得ざるべき勢に在つた。然るに推古天皇は巍々として能く皇位の神聖に住したまうた。そして天皇の元年、聖德太子を立てて皇太子と爲し、攝政に任じて悉く萬機を委ねたまうた。爾後三十年薨去に至るまで、太子は天皇の御政を執り行はせたまうた。そして其の間、蘇我馬子をして史家の所謂「國家の良大夫として」朝に仕へ奉るより他無からしめたまうた。而も此の三十年に於て、太子は我が國體の尊嚴を吾等國民の心魂に徹せしめ、千萬世の末かけて搖ぎなき教化の基礎を定めしめたまうたのである。吾等は今少しく其の消息を窺ひ奉らうと思ふ。

然るに聖德太子の御事業を窺ひ奉る爲には何よりも先づ太子が至孝の子にてあらせられた事を想はねばならない。太子は用明天皇を父とし、穴穂部間人皇后を母として誕れたまうた。御父天皇には御十四歳にて別れたまうた。其の悲傷追憶の御孝心は凝りて法隆寺の堂塔伽藍と金堂なる薬師佛像とに成りて今に吾等を動かしたまふ。御母皇后は太子の薨じたまふに先立つ厩かに三月にして崩りたまうた。然るに法隆寺金堂に坐す釋迦佛像光後銘と天壽國曼陀羅繡帳銘とに依れば、太子は平生に於て薨後には御母と共に淨土に往生せらるることを期してをられた。而して其の信は太子の后妃王子等をして太子と太子妃膳部姫王とを御母皇后の陵に合せ葬りまつらしめ三骨一處の靈廟として今に崇められしむるに至つてゐる。此等の佛前に額づき古刹靈廟に詣づるとき吾等はしみじみと太子が孝の御心を端として御父母の信を承け、其の三世の御生命の福祉を念せられると共に、之を徹して則ち普く日本國民の上に法性の常樂を證せしめんがために勸告せられた事を覺えずにはをられぬ。

れない。

此に由りて太子の御政の根本の動機は定められてゐる。則ち太子が攝政として最初の御行として記されてゐるものは、『書紀』に、二年春二月丙寅朔、皇太子及び大臣に詔りして三寶を興隆せしめたまふ、是の時に諸臣連等各君親の恩の爲に競ひて佛の舎を造る云々、とあるものである。上に述べたる如く、佛を禮すべきか否かは欽明天皇以來閥族權臣の間の黨争に織り入れられて、朝廷の大問題であつた。今此の三寶の興隆の詔は此の凡そ半世紀に亘つた難問を解決したものである。此は固より既に中臣氏物部氏亡びて排佛の勢挫け蘇我氏獨り榮えて崇佛の時を得たるに由る自然の勢とも見られるであらう。然し吾等は此に太子の三寶の興隆の御精神は蘇我の徒の佛に禮する心とは根本に於て其の趣を異にするものである事を思はねばならない。蓋し上に述べたやうに、彼等は佛をば外國でも禮拜してゐるから我が國でも然うせねばならぬと主張する。是れ新奇を好む事大思想に立つのであつて、之をか物部氏等が佛をば外國の神であつて我が國の神々と相容れざるものとのみ見る固陋なる排他主義と相比すれば、立場こそ異なれ共には是れ相對的に相反する我執の一面たるに過ぎず、隨つて徒に争を繁くして愈よ佛法から遠ざかる事、恰も物部の徒が神を敬ふと稱して詔に違ひ奉り愈々肇國の精神から相距ると同様である。然るに太子は三寶に於て「四生の終歸、萬國の極宗」を觀たまひ、此の普遍永遠に妥當すべき眞理の上に日本國を榮えしめんと勤めたまうたのである。太子にとりて佛に歸依することは是れ虚假なる世間を眞實ならしめ、罪惡に汚されたる

國家を清淨ならしむべき唯一無碍絶對の道を敬ひ行ふことであつて、此に我が國の固有の神々に對する崇敬禮拜の念も自然に眞實に徹せしめられ清淨に保たしめられてくるのである。故に太子は三寶を興隆せしめよとの詔に隨順したまふと共に、神祇を祭祀すべしとの詔に隨順して御生涯政を攝りたまうたのである。而して是れ、「佛の法を信じ神の道を尊びたまふ」と記されたる御父用明天皇の大御心に應ふ御孝心にとりて自然の事と拜察されるのである。故にこそかの三寶の興隆の詔に隨ひて諸の臣連等が競ひて寺を造つたのは皆「君と親との恩の爲に」であつたと記されたのである。

(此精神は後に蘇我石川磨大臣に於て典型的に證された、書紀孝徳天皇紀を見よ)

三寶興隆の此の如き御精神は太子の造寺講經の御蹟にも窺はれる。法隆寺四天王寺を始め太子は數々の寺を建てられたのであるが、此は現代の人々が動もすれば誤り解するやうに、佛教といふ外國から入つた一宗派を弘めるためなのではなくて、實に當時に於ける日本國民をして眞に魂に徹して君と親との恩を知らしめ、宇宙の公道に醒めて諸般の學藝文化を攝取し、喜んで殖産興業に勵ましめ、以て國運興隆の基を開かんと欲したまへる、千載不出の救世の聖者の事業であつたのである。だから例へば法隆寺は法隆學問寺といふ名にも知られるやうに當時に於ける最も深き人生觀世界觀を身に證するための眞理を探求する大學であつたし、四天王寺は其の敬田・悲田・施藥・療病の四院から成る組織にも見られるやうに精神の修養の道場たると共に又社會救濟事業の施設でもあつたのである。

太子は又天皇の御仰せを承りて大御前に勝鬘經及び法華經を講讀したまひ、後又親しく筆を執りて勝鬘・維摩・法華の三經義疏を製したまうた。此の御製疏は今に傳はり千載の下猶吾等をして太子の御精神の光耀を蒙り得しめる。今此を通覽し奉るに、三御疏を通じて總べての衆生を悉く一佛乘に歸入せしめ、世間の現實の生活の中に直に大乘涅槃の理想の妙果を證せしむるを旨としたまふが如くである。特に『勝鬘經義疏』に於て、大乘の菩薩の理想と之を證する所以の道徳とを明らかにしたまふところ、憲法十七條の内容と相應すること極めて深きと共に、飽くまでも高き菩薩の境界と低き凡夫の其とを峻別しつつ、而も凡夫亦唯信歸依佛の一念に於て萬善を行するの本を身に證し得るを教へたまふところ、太子の信を想はしめ、更に勝鬘夫人が皇后の身を以て友稱王と共に舉國の人民を大乘の道に入らしめんとする等の點に於て、太子の推古天皇を仰ぎたまへる深き御情を偲ばしめるものがある。『維摩經義疏』は深刻なる空觀を以て悉く小乘の偏執を斥け、菩薩の無我の活躍によりてあらゆる煩惱の凡夫の病を救ひ、穢土に即して淨佛國土を建顯せしむる無碍の一道を説き示したまふところ、人をして道徳の理想が虛假なる現實に崩壊せんとする悲痛の一時に則ち空に徹して虛假を超克する直心を以つて獅子奮迅する菩薩の救世の活動を想はしめ、隨つて又坐ろに太子の御生涯を偲ばしめるものがある。如何にして我が日本國を理想の國たらしむべきか、太子は維摩の淨佛國土建顯の不行を觀たまひて自ら此の現前の課題を考へたまうたのであらう。しかも日本國がまことに理想の國であるべきならば其は眞理を證して在らねばならぬ、佛法がまことに眞

實の理想を教へてくれるならば其は國家に於て實現されて在らねばならぬ、即ち眞理と國家、佛法と日本國との相應ひ相證することを太子は唯だ法の自然の恵みに由りて信じて安んじて立ちたまうた。而して此の如き法の自然の恵みを太子は恐らく法華經に於てしみじみと味ひたまうたのであらう。『法華義疏』を繙くとき、吾等は太子が法華經に於て、佛陀一代の教義の綜收せられ、根本精神の開き顯はされたるものと判じたまふを見、而も其中に佛の慈光の照らす處、一切の衆生の一切の善悉く皆攝せられて成佛の因とならざるはなきこと、衆生各に内在する佛性の華開けば佛の壽は永遠にして窮無きに安んじ樂むを得ることの——即ち所謂萬善成佛と佛壽無極との二大事の——明かにせられたるを讚歎したまふを見、又、衆生各己れの資生産業に従ふところ即ち是れ佛法を證する道場にして佛法と世間生活と相即して不二なるの旨を喜びたまひ、更に佛の衆生をみそなはすこと慈父の窮兒を見るが如く、衆生を安穩の處に救はんが爲に自ら敢て火宅に入る等の譬を詳に味ひたまふを見たとまつる。此の如き法は宇宙に遍く満ちてゐる。此を信ずるところに何事か成らざるものがあらう。天神の神勅を仰ぎつつ皇祖の稜威の中に開け來りし日本國に於て即ち理想國の開顯を念じたまふ太子にとりて、衆生の萬善が同じく成佛の一因に歸するといふ法は、即ち自然に、國民の現實生活に於ける各の務を盡すあらゆる行爲がそのままに皇運を扶翼し奉る淨行となるの義に融じ、佛の壽命は極無しといふ法は、則ち自然に、天日嗣の隆えまさんこと當に天地と窮無くましますべきの義を顯はし、佛は衆生の慈父なりといふ法は、則ち自然に、天皇の一切國民各の慈父

に在すの義を示し、此の如くにして、太子の讀ませたまひし法華の深義は、自然に太子の憶念したまふ日本國の本來の理想の相を開顯し莊嚴するものとなつてゐる如くである。是れ實に吾等の深き慶歎と畏敬とを以て感ぜざるを得ない所である。此の如く三經の御疏を通して吾等は、太子が日本國の實體に於て宇宙法界の理想のまどかに藏せられてあるを信じて安らひたまひ、此を如法に開き顯はすことによりて、天皇と共に、國民と共に、天壤無窮の常樂を證せしめんとして勤苦精進したまひし、救世の聖の御心を偲びたまつるのである。憲法に和の理想を掲げ、三寶を敬ふべきを告げ、詔を承りて謹むべきを教へたまふものは、此の如き御心からであることを深く思はねばならぬ。

此の如く端を御孝心に發して佛法を興隆せしめ、日本國の危機に際りて永遠に國體の本義を開顯したまひ、此の根本精神に立ちて内外の御政を執り行ひたまうたのである。其の外交に於て初め新羅を討ち服せしめて遠く欽明天皇の遺詔に答へ、後使を隋に遣して大に「日出づる處の天子」の威を揚げ、其の内治に於て冠位十二階を制定して朝廷の禮を整ふると共に古來の氏姓制度に由る貴族專權の弊を匡して専ら皇室を中心に新なる國運の展開の第一歩を進め、曆法を採用して新しき日本の文化的開展の爲に時間的即ち歴史的規定の端を開くと共に、憲法を發布して永遠に日本國の政治の基礎的典範を定めたまひ、其他、殖産興業の爲に慈善療病救貧の爲に、儒教を始め諸學の研鑽と諸思想の攝取開展の爲に、或は漢字漢文を用ゐて日本語を表はす方法の上に、或は建築彫刻繪畫と諸の技藝の興隆の爲に、凡そ半世紀以前には夢想だもせられざりし新しき文化財を以て日本國を莊

嚴したまひつつ、殊に國史の編纂の大業を最後の記念として太子は其の攝政の時を閉ざしたまうた。此に編纂せられたる國史は痛ましくも蘇我氏の滅亡と共に灰燼に歸して今見る由も無いけれども太子の御精神の結晶として、此の國體を千古に顯揚したまへるものと推しまつるべく正しく是れ太子滅後百年にして『古事記』・『日本書紀』を世に出でしめたる源泉であつたであらう。實に太子によつて始めて我が皇國は己れの歴史の意味を開顯せしめられたのである。

以上内治外交に亙りて太子の御鴻業の一端を略叙したのは以て憲法十七條の領解を助けんが爲であつた。十七條の各條については後の略解の章に譲る、今此に其一般について豫め少しく述べておきたい。

先づ憲法の立てられた年時については、『書紀』は之を十二年四月となし、『帝説』は十三年七月となしてゐる。其の孰れに従ふべきか俄に定め得ない。恐らくは岡田博士(史學雜誌 第廿七篇)の説かるる如く、十二年が甲子歳であるから甲子革命と云ふ緯書の説に本づいて其年に發布せられたものと見て、太子が國政の一大革新に對する深き強き御決心を窺ひまつるべきものであらうか。孰れにするも此の十二・三年は太子が高麗の惠慈法師等について經典を學び始められしより方に十年を経、後一兩年にして至尊の御前に經を講じたまふの事ありし頃であつたと共に、前四五年を通じて新羅征討の事に注がせたまひし御力を一轉して確く内に向はせたまひし頃であつた。則ち佛法の學の身證既に熟して三世を觀すること明かに、日本國の實相に徹して其の究竟の使命の信を得たまひしと共に現實

の虚假の體驗を痛ましくも重ね來りたまひし頃であつた。今にして此國の實相を明らかにし、理想を宣べ、徳本を傳へ、群臣と共に力を協せて至尊に仕へ奉るのでなければ、至尊の慈みまします萬民の將來を如何にしよう。太子は茲に如來に歸依する信樂の凡夫として、眞理を憶念する超世の哲人として、祖國を憂へ萬民を慰む救世の聖者として、「親ら肇めて憲法を作りたまうた」のである。かくて日本國の最も深きに藏せられたりし根本生命は能く自ら己れを律すべき現實の法を茲に太子によりて永遠に開き顯はしたのである。此の如き法を憲法と云ふ。故に『弘仁格式』の序に、『上宮太子、憲法十七條を作り、國家の制法是より始まる、』とある。太子の憲法が母胎となつて、近江令を出し、大寶律令を出し、養老律令を出して國家の制法の漸く備はり來れるを謂ふものである。思ふに、天神の寶祚無窮の神勅と皇祖の天業恢弘の聖詔とは懸つて天に在り、日月と共に耀き在ります。是れ日本國の永遠の御魂である、實體である。而して此の永遠の事實を端的に臣民の法則として規定し典範として開顯したまへるもの、是れ太子の憲法である。則ち日本國の根本生命の自己規定として、一切の制法の根源たるものである。此の如き根本の性格に於て、太子憲法は又遙かに明治天皇の欽定憲法と照應するものである。而して之を吾等は護國の神靈に謝さねばならない——神勅聖詔はもとより、太子憲法も明治憲法も、皆是れ等しく萬民慈育の大御心より發して吾等に恵み賜はりたるものなることを。是れ固より皇國の體の萬邦無比なるに相應する必然の事であるけれども、吾等は之をかの諸外國の憲法が概ね是れ王權を奪ひて民權を建てんが爲に流血の慘を経たる結

果なるに比較し省みて之を慶ぶと共に亦深く慎む所がなくてはならない。

憲法製作の時と憲法としての性格と略此の如くである。其の十七條といふ數についても、岡田正之博士之を考證して、『管子』に「天道は九を以て制し、地理は八を以て制し、人道は六を以て制す、天を以て父と爲し、地を以て母と爲し、以て萬物を開き、以て一統を總ぶ、」とあるのを、緯書の陰陽思想に於て、陽は九に極まり、陰は八に極まると爲すのに照らし合はせて、十七條とは蓋し其の九と八との合數を取り來りて以て天地の道に協ひ萬物を開き一統を總ぶるの意を寓したまひしものと説いてをられ、佐伯定胤貫主も亦此に賛してをられる。碩學高德の所見、仰ぐべく、之によつて太子の天地に則る高大の氣宇と廣く衆説に稽ふる周密の學とを偲び奉るべきであらう。(但近く太子の『維摩經義疏』を繙くに、其の佛國品に「萬善是れ淨土の因なることを明かす中に凡そ十七事有り、」として甚しく細密に之を釋したまふ。是れ菩薩の淨土建立に係はる所、太子が日本國に於て理想國を開顯せんとして勤苦したまひし御心を偲び奉れば、十七の數或は此と何等か相係はる所有るかとも思はれないではない。暫く疑を存して之を記すに止める。)

更に十七條の辭章が簡古にして雄勁、其の風格既に漢魏を凌ぎ遠く先秦の文字に類するとは亦岡田博士等の言ふ所である。先學の指示に依れば、其は詩經・書經・孝經・中庸・禮記・左傳・論語・孟子・莊子・墨子・韓非子・管子・說苑・韓子外傳・千字文・文選・史記・漢書等の諸書の辭句を資材として用ゐつつ、而も單なる踏襲に非ず、独自の句法を成して、亦太子の自主獨創の風格を暴

欠

MISSING

人々も和らぎあひ下の人々も睦みあひて、互に心を合はせて物事を相談するならば、その物事の奥に潜んでゐる道理といふものが自然に顯はれ活らいてくるのであるから、どんなにむつかしい事であつても成し遂げ得ないといふやうなものはないわけである。

此は憲法の第一條に仰せられた所であつて、他の十六條の流れ出る源泉である。太子は此に千萬の末の代かけて吾等日本國をいやさかえしむべき徳本を掲げ出して、永く吾等の教の根源を明かにしてくださいるのである。その徳本といふものは即ち「和」是れである。「和を以て貴しと爲す」との御言葉は、まさしく和こそ吾等にとりて諸徳の中で最も貴きものなるを告げて、之を吾等の教の根源と示したまふのである。しかもすぐに續いて、「忤ふこと無きを宗と爲よ」と言ふのは、同じ事を反對の側から繰返し示してくださいるのであつて、懇切を極めたまふ大御心のおのづからなる現れである。(宗とはもと祖廟を尊ぶより出で、人の尊ぶ所をいひ、本をいふ。忤は逆らふをいひ、乖くをいふ。敢て逆らひ乖くこと無きを己れの心乃至行爲の本と爲せとである。)思ふに、和らぎであるのも忤らひであるのも本是れ己れの一心の相である。その相が家に映り現はれて家和らぎ家忤らひ、世と國とに映り現はれて世と國と或は和らぎ安らひ或は忤らひ亂れるのである。亂れたる境に在るときは、先づ己が一心の和らぎに徹り止まりて以てその境を和らぎ安んぜしむるやう精進すべきである。安らげき境に在るときは、やがて己が一心の忤逆に由りてこの境を亂すに至るであらうことを省み懼るべきである。真心の士は一切の境に處して其の安危を己れの雙肩に荷ふ。乃ち深く自ら

省みて勤苦する所以である。日本國に大なる忤逆の現はれたる時に立ちて太子は此の如くに御自ら勤苦したまひつつ徧く國を救はんがために忤逆無きを宗とすべきを教へくたされたのである。然るに「人皆黨有り、亦達れる者少なし。」黨とは朋なり、助くるなり、比しむなり、偏るなりなどの義を有する語である。人には誰れも仲間がある。生れながらの血縁に於て、育ちの上の郷里に於て、學校に於て、職業に於て、總じて社會の諸の關係に於て、一人として己れの仲間を有しない者はない。そして仲間、人が世に生れ育ちそして正當に働かんが爲に無くてはならぬ關係である。即ち人倫を實現し得る所以の本來の縁である。この縁を善く活かしてゆくところに吾等の生活は其の本來の意味を美しく現はし出だすのである。吾等の社會・國家の上に和の徳が顯はれるのである。和とは心と身と、我れと家と、家と世間と、或は國と國と等の各の存在が互に相碍ることなく、互に其の各に具ふる素質の諸力を生かしあひ伸ばしあひて渾然として一體を成すところに現はれる徳である。其の至極の相に於ては則ち所謂「中和を致して天地位し萬物育す」といふやうに和は是れ宇宙に徧滿する諸力の完全なる諧調である。而もかかる徳の證される爲には、もとより存在の各がその全一的組織を可能ならしめる所以の則即ち秩序に隨順して敢て或は之に忤らふ事なきを要する。だから「和を貴しとなし忤らふ無きを宗となせ」と教へられるのであるが、かかる全き徳の證得の爲に、「人皆黨有り」といふその黨が正しき意味に保たれる限り必然の素質であり、黨を経て全體の調和が顯はされるを要するのである。然るに凡そ自然に與へられたる質料に即して其の當

然の理想を開顯し徳を證することは眞に容易の事ではない。今黨に於ても之が見られる。則ち「黨」は朋なるが故に比しむ、親しむが故に偏る。己れの朋輩仲間が小さくまとまつて相比しむあふ所に、其に屬せざる他者を排ぞけて、此に偏るを避け得ない。是れ我執を超脱せざる人皆の免れ得ざる傾向である。故に言はく「亦達れる者少なし」と。達とは通である、達者とは知の能く通達せる者である。達とは又偏である、達者は知の能く周徧せる者である。則ちその知の通ずるところ遠く古今に亘り、及ぶところ徧く廣き者は是れ達者である。是の如き人は則ち自ら黨に居りて能く黨を超え、黨を超えて眞に黨を活かし、以て到る處に能く全一の大調和を證する人である。然るに此の如き人は、悲しいかな、古來世に稀なのである。吾等は比々として皆是れ己れの黨に囚はれ、所謂朋黨比周して、其の判斷に於て、感情に於て、行爲に於て偏ることを免れ得ない者である。既に偏る所あれば自ら全體と和らぎ得ず、則ち必ず相忤らひ相乖くに至るのも亦吾等の自然なのである。殊に「達れる者少なし」の語に反照して「人皆黨有り」を讀めば、吾等皆凡夫なるを覺えしめる悲痛なる教である。故に言はく、「是を以て、或は君父に順はずして乍ち隣里に違へり」と。此に吾等の心に和無く、相忤らひ相乖く傾向を、直ちに「君父に順はずして乍ち隣里に違ふ」と示された所に、亦吾等を救ひます切なる御涙が窺はれるのである。

抑も憲法は吾等日本國民に賜はりたる憲法である。而して其の初條は即ち後の十六條の源泉として之を窺ひまつるべき條である、憲法全體の依つて立つ根本精神の端的なる表現である。而して此

に掲げられる所は即ち和の理想である。此に由りて竊に窺ひ奉るに、是れ則ち和の理想を以て吾等日本國民の一切諸徳の本と認めしめたまふことと思はれるのである。而して此に由りて又重ねて竊に考ふるに、和を徳本とする所以の理は、和が天地萬有に遍滿して一切の諧調を成さしむる根本力であるのみならず、その根本力たる和は是れ我が日本國の實體に法爾として本來具足せる徳、我が國體そのものの實徳であつて、我が國の存在と刹那も離るべからざるものなるが故に他ならない。吾等は、我が神代より現代に亙る神話乃至歴史を通して、其等の遷り易る諸現象の奥に終始一貫して常恆不易なるものを認める。即ち我が國の實體である、「國體」である。天地の初發と共に在り、天壤と與に窮無かるべき、國の「いのち」である、「たましひ」である。而してこのものに本來法爾として具足せる徳、我が國體と不二なる實徳は即ち「和」そのものなのである。畏くも天照大神の光華明彩にましまして六合を照り徹らせたまへる神徳に之を拜し奉り得るが如くに、又、明治天皇の

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ

の大御歌がアメリカ大統領の心を動かしてロシアをして戈を收めしめるに至つたといふ事實にも之を窺ひ奉り得るが如くに、和は是れ我が國の實體の端的なる活動の相である。是故に亦吾等日本國民の萬徳の本なのである。是れ今の憲法の初條に「和を以て貴しと爲す」との永遠の教を賜はれる所以と窺はれるのである。

而して今更に「人皆黨有り、亦達れる者少なし」との痛ましき現實を省みさせたまひて、茲に「是を以て、或は君父に順はずして乍ち隣りに違ふ」ことを端的に掲げ示したまふ。凡そ吾等が心の忤逆はあらゆる境に於て起り、心ずしも其の縁を定めることはできない。然るに今先づ特に君父に順はざるを省みさせたまふは何故であらうか。思ふに、和は是れ我が國體に相應せる我等の徳本である。而して我が國體は、天地の初發の時より天壤と與に窮無く、一貫連綿として天神皇孫のしろしめしたまふところに成るものである。そのしろしめしたまふや、純粹なる親心の子を懐くが如く、大御心は是れ絶對の和にまします。即ち吾等をみそなはずに悲心以て苦を抜き、慈心以て樂を與へたまひ、吾等が如何に逆惡を犯すとも肯て吾等を棄てたまはず、必ず能く吾等をして天壤と與に窮み無く六合を照り徹らせたまふ徳澤に與からしめたまふのである。此の如き絶對の慈悲の大御心を是れ我が國體の精髓を成すところのものであつて、實に我が國三千年の歴史は、其間にたとひ吾等臣民の上に如何に逆惡が犯されたにしても、恰も子の逆惡の荒れ狂ふにつれて愈々純なる親心の之を攝化し救護して休まざるが如く、吾等の逆惡の一切が一々皆唯此の大御心に融合せられ攝取せられつつ、能く以て此の無窮の徳澤を顯彰し奉る契機たるを得しめられ來りたるところに、織り成されてゐるのである。是れ我が國體の實徳、隨つて其に相應する吾等の徳本を「和」に存すると云ふ所以である。蓋し天神皇孫の大御心に隨順し、勅のまにまに奉行したてまつるところに、吾等は「あかきまよひ心」・「よきうつくしき行」を讃へられ、之に反して、大御心のまつるはず、勅に背き

まつるところに、吾等は「くろききたなき心」・「みにくきあしき行」を蔑まれ來つたのである。則ち大御心既に純粹なる親心として大なる和にましますのであるから、其に相應し隨順し奉るところに和は亦子たる吾等の徳本として顯はれ、此に依りて吾等の徳と惡とが判別せられるのである。是れ我が國體に相應する徳の認識である。さればこそ「君父に順はず」にあることを忤逆の心の最も重きものとして示したるものと窺ひたてまつるのである。蓋し、君即ち天神・皇孫・天皇の大御心は吾等にとつて純なる親心にまします、天皇は即ち大御親にまします。君にして父にまします天皇にまつろはざる心は實に是れ忤逆の心の至極なるもの即ち不忠の心である。この心はやがてまた吾等現身の父母に背く心即ち不孝の心である。同時に又家にありて現身の父母に逆らふ不孝の心は直ちに國にありて法身の父母たる君に違ひたてまつる不忠の心である。この心まことに臣子の一切の忤逆の最大なるものである。この心則ち家にありては家の和を害ひ、國にありては國の和を亡ぼし、到る處に禍患を生ずる因となる。其故に「乍ち隣里に違へり」と言ふのである。隣里とは周禮に五家を鄰となし五鄰を里となすと云はれる。己が身に最も近き處に忤逆の心の最も直接に及ぶを擧げて切に之を感ぜしめくださるのである。隣に違ひ里に争ふ者は其の源を父に隨はざる心に發し、君にまつろはざる念に發して、遂に和を國に失ふのである。かくて身と國と相與に亡に向ふ、悲み傷むべきである。太子は今までのあたり吾等の姿の此の如きを見をなはせられて哀感し攝受したまはんとて此の懇切なる御教を賜ふのである。

忤らふこと無きを宗とすべきであるのに、智慧無き身のあさましさには、己れを中心として小さき仲間執著し、之に由つて、己が身に注がるる親心のありがたさを知り得ず、以て君にまつろはず、父にしたがはず、忤逆の心荒れ狂ひて乍ち近隣同郷に違ひ争ひ、かくて貴ぶべき徳の本たる和を害ひ亡ぼすのである。此の如きは實に太子のみそなはしたまへる現實の日本國民の姿であつたのである。大臣大連等閥族權臣互に黨を結びて相争ひ、皇室の御稜威を畏み奉るを知らず、以て國威を海外にまで失墜してゐる。此の如き姿をみそなはして、其が深く吾等の徳本に違ひ、我が國に背く所以を告げ示したまひて、以て永へに吾等を救ひたまはらうとの御教である。其故に次いで言はく、「然れども上和ぎ下睦びて事を論ふに諧ひぬるときには、則ち事理自に通ふ、何事か成らざらむ」と。是れ一心の和が能く國を安んじ世を平にするを宣ふのである。夫れ上に立つ者等の間に和あれば下に在る者亦おのづから和睦むであらう。上も下も相和らぎ和睦びて事毎に考へあひ語りあひ、一心協力するときには、「事理自に通ふ」であらう。凡そ事あればその事をして然かくあらしめるところの理がある、その理を明らかにするときは以てその事を己れの自由に用ゐることができ。例へば、水力の理に通じて電燈をともし、天體運行の理に通じて曆を定めるが如くである。人間界の事象についても、一心の喜怒哀樂の事から天下國家の治亂興亡の事に至るまでやはり其をして然らしめるところの理が潜んでゐる。智慧深き者は能くその理を觀、理によりて更に徧く事に通じ、以て世間をして和らがしめる。然るに達者少なきが故に理あらはれず、事悖るのである。ただ

衆心和睦して相互に力を協せ、事を觀て之を議りあふときは、以て事の奥に通達して其の理を窺ひ知ることが出来る。人能く此の如くなれば「何事か成らざらむ。」此の結語には大なる力が籠つてゐる。太子は日本國體の危機に際し、深き憂を以て國家の政を執りたまひつつ、唯この國體の本具の實徳なる和そのものに信賴したまひ、之を掲げて衆庶臣民を教へ、上下一體の和によりて以て能く國礎を無窮に培ひ、國威を海外に發揚せさせたまうたのである。「何事か成らざらむ」とは此の強き御意志の聲として聞き奉るとき畏み戴き奉らざるを得ないのである。

今吾等の形造りつつある現代は、世界に於ても國內に於ても、和の理想に背くこと遠く、國と國と、黨と黨と、相斥け相争ひて休む時なく、殊に勿體なくも、君に順はず父に服はざる者あり、社稷の爲に至尊の宸襟を惱ましめ奉ることの多き、眞に恐懼に堪へないところである。太子の憲法の和の御教は今日の吾等の殊に頂戴せねばならぬところである。

第二條

二に曰く。篤く三寶を敬へ。三寶とは佛と法と僧とである。則ち生きとし生ける物皆の最終のたよりどころであり、國といふ國の絶對に仰ぐべきところである。だから何時でも何處でも如何なる人でもこのみをしへを貴び敬はない者はないわけである。いつたい人間には極悪人などといふ者は殆ど無いのであつて、どんなに悪いやうな者でも十分に教へさへすれば必ずまつろひ服ふものである。そこで十分に教へを受けることが大切なのであるが、これはつまりは佛にたよりたてまつることによつて始めて能くされるのであるから、篤く三寶を

敬はなければならぬ。もし佛にたよりたてまつらないやうであれば、どうして枉れる者を直くすることができようや。

此は憲法の第二條に仰せられる所である。今、上の第一條を顧るに、吾等の徳本として和の理想を擧げたまひつつ、吾等の或は君父に順はず隣里に違ふ不和の心と事とを示して、深く吾等の現實を省みしめ、以て能く和の理想に到らしめくたさらうとされたのである。而も其處に深く氣著かしめられる所は和の理想と忤逆の現實との痛ましき二律背反の相である。此の痛ましき二律背反の事實を吾等如何にして能く超脱し以て能く和の理想に到り、吾等の徳本に相應することが出来るであらうか。

今此の憂を懷いて直ちに第二條をいただくとき、吾等はこの條の結句に、「其れ三寶に歸りまつらば何を以てか枉れるを直くせむ。」とあるを承はるのである。此に枉とは邪曲なるをいひ、また人の不直なる者をいふ語である。よこしまにまがれる者、直ならざる者とは即ち上に言へる「君父に順はずして乍ち隣里に違ふ」如き吾等の謂である。則ち吾等の如き者は三寶にたよりたてまつるより他には如何にしても直きを得ることができないのである。(歸とは歸依である、歸命である、たよりたてまつり、まかせたてまつり、仰せのままに隨ひたてまつるのである。)唯是れ三寶にたよりたてまつりてのみ吾等は始めて能く枉れるを直くし得る。此に三寶は吾等の二律背反の超克の唯一の途、吾等の眞實の生命の救済の無二の道として惠まれ賜はつたのである。此によつてのみ吾等は始

めて能く吾等の徳本に與かり得しめられるのである。

故に此條の初に「篤く三寶を敬へ」と教へたまふ。敬ふは即ち歸るより來る自然の情である。而して「三寶とは佛法僧なり。」佛とは佛陀(覺者)、即ち自ら人生及び世界の究竟の理想を完全圓滿に覺り證したまひて他をして又之をそのままに覺り證さしめたまふ永遠の人格。法とは達磨(法又は道の義)、即ち佛陀の覺り證したまへる真理、隨つて吾等の存在に向つての究竟の理想たると共に吾等の行ひを規定すべき法則、隨つて又これらの理想及び法則を傳へ示す教法。僧とは僧伽(和合衆)、即ち其の心和に住するが故に互ひに相和らいで佛陀の理想に生き佛陀の教法に隨順する修道者の團體である。篤く三寶を敬へとは即ち深く佛に歸依し法に歸依し僧に歸依すべきを教へたまふたのである。

「自ら佛に歸依したてまつる、當に願はくは衆生とともに大道を體解して無上意を發さん。自ら法に歸依したてまつる、當に願はくは衆生と共に深く經藏に入りて智慧海の如くならん。自ら僧に歸依したてまつる、當に願はくは衆生とともに大衆を統理して一切無碍ならん。」是れ古から三歸の文として廣く知られたる所である。然るに此の三寶について一體の三寶と別體の三寶との別が注意せられる。今近く之を身に省るに吾等既に己れの心乃至行爲に於て或は君父に順はず乍ち隣里に違ふといふやうな醜惡を身に見出して之を超克せんと志すや、その苦闘の途に於て必ず己れの心胸の憂悶を領受し其の解決の道を示したまはるべき師匠を求めん。かかる師が得られるとき、吾等はこの師に頼り、師によりて己れの念願の遂げらるるを謝しつつ、ここに師に隨順する歸依僧の境に入るの

である。然るに師僧がもし眞實の道に立つ人格であるならば、師僧は彼れの身を空じて其の奉ずる教法を吾等の爲に傳へ、吾等をして師僧に歸依するは終にこの現身の人に歸依するに非ずして唯眞にこの人を師僧たらしめ教法に潛める眞理そのものに歸依するのである事を知らしめるであらう。

ここに吾等は歸依僧を経て教法に隨順する歸依法の境に入らしめられるのである。(然らずしてこの師自らに頼ることを以て究竟の歸依と宣するならば、即ち彼れ自ら神を以て任ずるならば、是れ必ず邪教の主なりと思はねばならぬ。)ここに法は能く吾等に理想を示し、行爲の規範を與へてくれるであらう。然るにその理想たり規範たるところは固より直ちに之を吾等の

身に體し行ふべきであるが、然しこの理想を體し規範のままに行ふそのことが實に吾等にとりて極めて難きものと知られるときは、如何にすべきであらうか。是れ然し求道者の必ず通らねばならぬ一關門である。ここに吾等は己れの身心の全力を擧げて闘ふより他に如何とすべからざるを知る。

然し吾等闘へども闘へども終に敗れるを奈何にしよう。理想は峰上の峰、愈、遠く、規範は燈外の燈、益、微かにして、己れの力の既に盡きたるを奈何にしよう。父母に孝ならんと欲して不孝の罪の愈、逃れ難きを知り、己が求道に眞面目ならんと欲して却つて虚偽の際涯なく湧き來るを覺えるを奈何にしよう。歸依法に住せんとして吾等は端無くも此の苦境に陥るのである。然るに不思議なるかな、吾等かく力盡きて起つ能はざるとき、吾等はここにこの僧と法とを通して、此の如き吾等の姿を見そなはし哀れみ感じし撮め取りて棄てたまはざる眞實心に觸れるのである。この眞實心は眞實心なるが故に無限に吾等の不孝・不眞面目・煩惱罪濁を憐れみ救ひたまふ絶對威力である。一

切吾等の煩惱罪濁のために障碍せられず、氷多ければ水多きが如く、吾等の煩惱罪濁の多ければ多きほど愈、吾等を哀れみ攝め取りて即ち轉じて無漏清淨の眞實心に融ぜしめたまふ大慈悲心である。この眞實心・大慈悲心、是れ圓かなる覺の心である、完き智慧である。能く吾等の無明暗黒を照破して即ち無量光明の大海に浮び遊ばしめたまふのである。是れ佛心である。是れ佛である。吾等は歸依法の行に碎け敗れて而も端なくその法の奥に此の如き吾等を哀愍慈救したまふ佛心の照耀を蒙り、ここに究竟して佛に歸依するに至るのである。かく歸依佛に於て吾等は吾等の不孝・不眞面目・煩惱罪濁が限り無く救はれつつあるを感ずる。吾等の現身は猶依然として罪濁を免れないけれども、否、免れ得ないからこそ、吾等の精神は既に佛の眞實心に住して佛の徳を惠まれてゐるのである。此に至つて、前に痛ましく感ぜられた理想と現實との二律背反は——理想の佛境界を觀る眼も現實の己れの眞姿を見る眼も、既に佛の智慧を賜はりたる以上、愈、徹底して明らかになつてくるのであるから——今は前よりも猶一層痛ましく感ぜられて來るであらうが、其にも係はらず、否、其の故にこそ却つて愈、徹底して佛の眞實心・大慈悲心の中に歸依し安住し得て精神の自由を得るが故に、ここにおのづからにしてかの二律背反は超え克たれてゐるのである。かくして吾等は歸依佛に安んずる。而も既に歸依佛に安んじ得たときは、法は本來其によりて佛心の吾等を攝受したまはむとする道なるが故に、僧は又その法を吾等に傳へて佛心を明らかならしむる人なるが故に、歸依法といひ歸依僧といふも是れ二の歸依にあらずして本來是れ歸依佛であり、歸依佛から出でて歸依佛に歸

着するもの、則ち歸依佛こそ眞實究竟の歸依安住であることが知られる。此の消息は是れ『勝鬘經』に言ふところ、「世尊よ、如來は限齊かぎりの時有ること無く住まりたまふ。如來、限齊無ければ、大悲もまた限齊無く世間を安んじ慰めたまふ。限り無き大悲、限り無く世間を安んじ慰めたまふ。……若し衆生有り、如來に調伏せられて如來に歸依し、法の津澤を得て信樂の心を生じて、法と僧とに歸依する、是の二の歸依は此れ二の歸依に非ず、是れ如來に歸依するなり。」の文に示される所である。かくて篤敬三寶は佛と法と僧とが各別に體あるものではなくて、其の本體は即ち同一なる佛に歸依するところに徹するのである。

今此の如く求道の歷程が歸依僧から歸依法を経て歸依佛に至るのは固より一つの方法である。或は幼少の時から家庭の内佛に禮拜する習慣を得、其から經典を尊む念を養はれ、後に師について終に眞實心に徹するといふ方法もあらう。或は青年にして經典を研究することを縁としてやがて師に由りて終に佛を禮するに至るといふ方法もあらう。孰れにしても佛と法と僧との三歸依が三の別々の歸依に非ずして終に一禮の歸依であり、是れ歸依佛であることに徹するに至つて篤敬三寶は其の究竟の意味に達し得たのである。之を前條の語を以てすれば、君父に順はずして乍ち隣里に違ふやうな忤逆の心が唯此の歸依佛に於て、佛の絶對救済の大悲心に懷かれることに於て、安らひを得、和の理想に住まらしめられるのである。「三寶に歸りまつらば何を以てか枉れるを直うせむ」とは此の消息を示したまうたものと窺はれるのである。

此によりて此條の次の御語、三寶を以て「四の生の終の歸、萬の國の極の宗なり」と爲したまふ御教も亦ただかれるのである。此に四生とは胎・卵・濕・化の四生である。印度の生物學に於て、凡そ生命有る者の生れ方が此等四通りに歸せられると見る事から、一切生物を總稱して四生と云つたのである。(胎生卵生は普通の鳥獸虫魚に於て、濕生は蚊の如く濕氣から發生する者に於て、化生は龍の如く全く變化して現はれる者に於て見られる。諸天(神々)も化生と思はれる。)佛の慈悲は一切の群生に徧く及ぶ。人を始め生きとし生ける者皆が悉く無明煩惱に迷惑し罪濁に出没し所謂六道に沈み漂ひて出づるを得ざる者である。佛智之を照らし見ては哀愍し救護せざるを得ない。佛は爲に御身を提げて一切群生の爲に慈父母となり、究竟の依處となりたまうたのである。佛を除いては餘は眞實依處ではあり得ないのである。是故に太子は此に佛法僧を四生之終歸と示したまうた。かく示したまふ太子の御心は今や佛心に等しく徧く一切の群生を哀みてましますのである。此の御涙を以て太子は重ねて佛法僧を萬國之極宗と示したまふ。宗とは、例へば百川の海に朝宗するが如く、人物の之を仰ぎ此に往く所を云ふ。即ち此には總べての國が究極に於て佛を仰ぎ佛に頼らざるべからざるを言ふのである。蓋し國家の生存には人間の煩惱罪濁が其の最も悲傷すべき姿を以て荒れ狂ふものあるを免れ得ない。而も此の如き狂瀾怒濤を其の湧き起る太源の無明に徹到しておのづからにして靜平ならしめ得るものは、唯是れ一切の無明煩惱を哀愍し救済したまふ佛の眞實心あるのみなるが故である。此故に經にも、「佛の遊履したまふ所、國邑丘聚、化を蒙らざるは靡し。天下和順に、日月清明に、風雨時を以てし、災厲起らず、國豊かに民安く、兵戈用ふること無く、徳を

崇び仁を興し、務めて禮讓を修す、」と言ふ。是れ即ち佛(法僧)を「萬國の極宗」と言ふ所以であると窺はれる。(尙この一體三寶の趣を直ちに我が國家の生活に於て戴けば、是れ天皇と國法と臣民との三者即一體なることを意味するものである。臣民相頼り國法に隨ふは究竟して天皇の大御心に歸りまつる所以である。而して此に國家生活の和が證されるのである。)

既に「四生の終歸」である、「萬國の極宗」である。則ち「何れの世・何れの人か是の法を貴ばざらむ。」と言ふのである。是れ佛が常住永遠に一切の群生を慈しみ救ひたまふ法身にましますこと、隨つて佛の法は永遠に普徧に妥當して何れの時・何れの國に於ても當に隨ひ行はるべき則なることを信ぜしめたまふのである。——吾等は此に太子のこの信の宏大深遠にましますことを畏み思はねばならない。何となれば、是れまさしく明治天皇が教育勅語に於て御示し下されたまへる道を古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる永遠に普徧に隨順せらるべき道ぞと信じましたまへる道と信じたると同一消息である。而して今之を更に省るに、凡そ道の普徧永遠に妥當すべきは救世の聖者の齊しく確く信じたる所である。聖人孔子は先王の道を信じて之を述ぶる所に天の命を感じ、佛陀釋尊は三世諸佛の道を覺りて之を傳へむが爲に常に佛の行を行じ、哲人ソクラテスは安らげく毒を仰いで正しき道の永遠の權威を證した。今支那と印度と希臘とに各此の救世の聖者の出でし如く、我が日本國に聖徳太子出でましたまひて齊しく普徧永遠に妥當する道の權威を信じ證したまうたのである。而も吾等は慶ぶべきかな、謝すべきかな、彼等にありて各其の救世の聖者の信が其の國に



於て證せられず亡びたのに、吾等にありては救世の太子の此の信は此の國に於て證せられて今に彌榮えつつあるのである。而して此の如きは實に吾等の救世の太子の此の信がさながらに畏くも天神の皇孫に授けたまひし天壤無窮の神勅の御思召に應ひてあるが故に他ならないのであるから、吾等は此に護國の神々に深き感謝の意をささげねばならない。

此の如く太子は佛法が一切の人々から貴ばるべき真理なるを宣べたまひて、此に轉じてこの真理に立つて、憲法の當面を目指したまふ所の國民教化の上に、更に大なる確信を示したまうた。言はく、「人尤だ惡しきもの鮮し、能く教ふるをもて従ひぬ、其れ三寶に歸りまつらば、何を以てか枉れるを直うせむ」と。

極惡人といふやうな者は殆ど無い。此の判断は第一條の「或は君父に順はずして乍ち隣里に違ふ」といふ人性の見方に比べて、如何に承るべきものであらうか。君父に順はざるは尤だ惡しきものではないか。然るに今此の第二條は既に「篤く三寶を敬へ」と教へてをられるのである。而して佛は、上に述べたるが如く、罪惡の者をこそ至心に哀れみ救ひたまはるのである。此の絶對の大悲救濟の教あればこそ、如何なる惡人も必ず救はれる。則ち「人尤だ惡しきもの鮮し」とは此に「能く教ふるをもて従ひぬ」といふ御言葉に照らされて承るべきであつて、實に佛の絶對の慈悲を傳へる教を以て十分に教化すれば、如何なる惡人も救はれ和らぎ順はざるは無いことを言ふのである。故に直ちに、「其れ三寶に歸りまつらば、何を以てか枉れるを直うせむ」と結ばれてある。枉れる者、極

重惡人には他の方便は無い。唯佛に歸依したてまつりてのみ直く化していただき得るのである。是故に、君父に順はず愛憎違順する邪曲の吾等に對して、篤敬三寶の教を垂れたまうたことと拜察せられる。

因に吾等は此に注意せねばならない、太子が此に篤敬三寶を教へくたされたのは、古今永劫に通じ中外十方に亘りてあらゆる衆生と國家の根源に遍滿貫流する道そのもの即ち人生・世界の常恆の理想を敬ひ、其に隨順して生くべきを示されたものであつて、之に背けば人も國も立ち榮ゆる由も無い真理の觀照から出たまうた所である。隨つて其は日本國民に向つて印度民族の崇拜する神々を拜せしめむとせられたのもなく、又日本國民の崇拜する神々を斥けて之に代らしめむとせられたでもない。印度は佛法の正信を忘れると共に亡んでいつた。日本は、太子を通し佛法の正信に育くまれるところに、固有の神々の信を純化しつつ彌榮えてきた。佛法は其の萬有神教的教義によつて、一神教とは根柢から異り、一神教の神の其自ら立たんが爲には他の神々を亡ぼさねばならぬのとは反對に、能く他を生かす所に己れも生き、己れの生くる所に必ず他を生かす性質の教法である。太子は、かの「一大乗」の信に明らかなる如く、萬法に本具せる一貫永遠の理想を認め、その理想を圓かに覺り證したる永遠の佛陀を信じ、佛陀の教法に順ひて衆生各等しくかの理想を證しゆく所に人も國も神々も齊しく榮えゆくべきを想ひて、此に篤敬三寶を教へたまうたのである。

第三條

三に曰く。詔を承りては必ず謹め。いつたい君は天の如く、臣は地の如くである。といふのは天が高く上に懸りて地をおほひ、地が低く下に横はりて天をいただいてゐるので、そこで春夏秋冬の四季も順序よく遷りゆき、萬の物の生氣がいきいきと榮えゆくことができるのであつて、若しも之に反して、地が天を覆へさうとするやうな場合には、四時の運行も亂れ、萬物も頽れ壞れてしまふ他ないであらうのと同様である。であるから、君が詔を下したまはるときには臣は之をそのままに身に戴くのである。上が行はせたまふときには下は之をそのままに随ひ行ふのである。かういふ事になつてゐるのであるから詔をいただいては必ず慎め。もしも謹み隨ひたてまつらぬやうなことがあれば、事も人もいつのまにか自然と敗れ壞れてしまふであらう。

此は第三條に仰せられる所である。既に第一條に和の理想を掲げ、第二條に篤敬三寶の法を授けたまうた。是れ一切群生の究竟の理想とその理想を證せしむる唯一道とを示して、特に吾等日本國民をして己れの歸趣を知り己れの徳本に應はしめんと思召したまひての事と窺ひ奉つた。その徳本を今此の第三條に至つて、太子は最も端にお教へくださつてをられる。即ち「詔を承りては必ず謹め」とである。是れこそ實に、「君父に順はず」と言ひ、「尤だ惡しき」と言ひ、「枉れる」と言へる御言葉を裏にし、「三寶に歸りたてまつる」唯一道に於て「和」を證すべしとの御教を表にし、この表と裏とを一體にして身に頂戴したてまつる一時に、吾等日本國民の心魂に深くも響き徹るところの無上命法である。

抑も神代このかた八百萬の天神地祇を始め、苟くも日本國民たる者、其の本來のあかさきよき心

に醒めるとき、詔を承りては必ず謹んだのである。是れ天地の初發と共に開け來りし國の實體に具はれる徳の自然の動きとして吾等にとりて無碍の一道である。然し此の一道を自然ならしめたまへる奥には、(吾等は慎んで思はねばならない。) 畏くも天照大神の遠き御慈愍があらせられるのである。神武天皇の高き御稜威があらせられるのである。吾等を産みの子とみそなはせられ、吾等を平らけく安らけく彌榮えしめ下さることを以て御自ら天神皇祖の御魂の御恩頼に應へ奉る所以と思召されつつ、御勞苦を重ねさせたまへる列聖の御徳があらせられるのである。而して今此の憲法の此の條はまことにかの遠き御慈愍と高き御稜威と久しき御勞苦との結晶であらせられる。吾等は既に太子の時代の吾等國民が如何に國體の本義を辨へず、皇恩に盲ひてゐたかを見た。閭族權を擅にし、遂に大逆を敢てして恥づるを知らず、我が國體はまさしく空前絶後の危機に到つてゐた。この危機に直面し、かの逆惡の權臣を前にして、太子はここに千萬の末の世にかけて吾等の爲に國の本來の姿を明かし、吾等の徳本を示して、吾等を救ひくださらんが爲に身命を捨つるの行に住したまうた。而して此の條文はまさしく此の如き行の端的なるものであらせられる。則ち此に太子は深き慈愍を以て嚴かに吾等の徳本を教へたまはるのである。

此に君をば天に、臣をば地に比べたまふのは、思ふに、天の被覆の恩と地の載戴の徳とに育くまれて四時和らぎ萬象榮ゆるが如く、すべしろしめしたまふ君の宏大の恩澤を畏みいただきて臣の之に順ひ應ふときに千萬の群民は和らぎ榮ゆるを得る事を示して、臣の道を明らかに感ぜしめ下

さるのである。若し之に反して、地が載戴の徳を棄てて乍ち天を覆へさうとするときは、萬象則ち壊れ亡びるのみであらう。是れ蘇我氏の如き逆惡の臣に向つて其の愛しき國民を率ゐて共に滅亡に向ふべき果報を豫見したまひて、慈悲の體より進る戒め雷震の如く、千載の末永く宣べたまふ御言葉である。まことに我が皇國の本來自然の姿にありては、天地相和らぎ萬象育するが如く、君のたまふときは臣うけたまはり、上行ひたまふま下に隨ふのである。其處に不順違逆の事の有るべき筈は無い。もし有る場合には是れ國の自然の姿に背き、臣民の本來の徳を紊るもの、遂に是れ滅亡に至る歩みに他ならない。「故れ詔を承りては必ず慎め、謹ますば自に敗れなむ、」との御教の繰返し懇切を極めたまふ奥に、吾等は太子の御慈涙を感ぜずにはをられない。

而してこの御慈涙こそは、特に直接には蘇我の一族に向つて注がれたまひ、彼等の逆惡を攝取したまふ太子御一族の捨身捨命の御行として現はれ來り、此によりて永遠に我が國體の神聖を吾等日本國民の心魂に徹せしめくだされたものである。實に我が國體は、天地の初と共に古く純く現はれ初め、天照大御神の神勅永遠にして、神武天皇の御肇國の神業搖ぎ無く今に傳へられてゐる。而もこの神勅神業の深き嚴かなる御意義を眞に吾等國民の心魂に徹して覺る所あらしめたまひしものは、實に聖徳太子の救國の悲願であらせられたのである。今此の條の御教は此の意味に於て殊に肝に銘せらるべきものである。

第四條

四に曰く。政治に與かる高き臣等も、事務を執る多くの官吏等も、すべて禮を以て本とするがよい。いつた民を治める本はどうしても禮に存するのである。上に居る者等に禮が無いときには、下に居る者等は整はない。下の者等に禮が無いときには、その禮の無いことから必ず罪を造るに至るものである。禮はかくも大切なものであるから、多くの臣僚等の間に禮が有るときには、上下それぞれの位の間に存する秩序の亂れることなく、民衆の間に禮が有るときには、國家が自然と治まるものである。だから臣僚等すべて禮を本としなければならぬ。

此は第四條に群卿百寮に向つて禮を本とすべきを教へたまふのである。群卿の語は「マチギミタチ」と訓む。マチギミ即ちマヘツギミの略、天皇の御前にいつく公の義、朝廷に仕へ奉る高き臣達の泛稱。百寮は「ツカサツカサ」又は「モモノツカサ」と訓む。數多の官吏等の義である。兩者併せて群臣と呼ばれる。臣は「オミ」又は「ヤツコ」と訓む。「オミ」は「オホミ」（大身）の略かと言はれ、「ヤツコ」は「家つ子」の義と解される。君に仕へ奉り、朝廷に仕へ奉る人々を君の家の子等と稱した親みの籠れる語である。臣に并べて民又は百姓の語が用ゐられてある。「タミ」又は「オホミタカラ」と訓む。この語は普通には「大御寶」即ち天皇の御寶として愛ほしみたまふもの義に解されてきたが、『大言海』にはこの解を漢意に出づとして斥ぞけ、大御田子等の轉で、天皇の大御田の田子等の義であり、農民を主として一般衆庶の稱となつた語であるとなし、「タミ」も「タビ」（田部）の轉であらうとなしてゐる。かう解しても、特に天照大神が高天原にてさこしめし

し齋庭の稻穂を以て天孫にまかせたまひし事なども聯想されて、親しみの深い語である。それにしても臣と民又は百姓とは身分職業に於て相異つてゐる。氏族制度に於て職を世襲してきた組織から自然の表現であらう。(但し聖徳太子が官位十二階を定めたまうたのは則ち此の因襲久しき制度の革新の端を發きたまうたのであつて、此に民も能く臣たるを得るに至つたと共に臣も亦オホミタカラに屬するに至つたのである。而して此の趣向は明治の御宇に至りて全く現實のものとなり、吾等は今や「臣民」即ち臣であるところの民といふ一概念を欽定憲法に於て有してゐる。太子憲法に於ける臣と民との別はもとより當代の制度を背景とする自然の事である。)

さて第四條はすべての官吏に向つて禮を本として民を治むべき事を諭された條である。凡そ人間の生活には必ず當に則るべき條理法則がある。社會に於て習慣風俗として現はれ、國家に於て法律制度として現はれ、更に此等が内面的に各人の人格に取入れられる關係に於ては道德として現はれ、其々に吾等の生活を規定してゐる。此等の條理法則の規定が亂れるとき吾等の生活も亦亂れざるを得ない。社會の良習美俗が其の民風を作興し、國家の法制の確立が其の國民の活動を有力ならしめる事を思ひ、更に此等を己れの日々の生活に取入れる人格の道德的自覺が常に道德的法則に對する尊敬の念と伴ふ事を思へば、吾等の生活を規定する條理法則の重大なる意味も亦あつて知られるであらう。而して此等の條理法則が「禮」の語によつて認められてゐたのである。試に「禮記」(曲禮)を繙けば、「道德仁義も禮に非ざれば成らず、教訓して俗を正すも禮に非ざれば備はらず、争

を分ち訟を辨するも禮に非ざれば決せず、君臣上下父子兄弟も禮に非ざれば定まらず、宜し學するに帥に事ふるも禮に非ざれば親しからず、朝を班で軍を治め官に蒞み法を行ふも禮に非ざれば威嚴行はれず、禱祠祭祀して鬼神に供給するも禮に非ざれば誠ならず莊ならず。是を以て君子は恭敬擗節退讓して以て禮を明かにす。鸚鵡は能く言へども飛鳥を離れず、猩猩は能く言へども禽獸を離れず、今人にして禮無ければ能く言ふと雖も亦禽獸の心ならずや。夫れただ禽獸は禮無し。是故に聖人作りて禮を爲りて以て人に教へ、人をして以て禮有りて自ら禽獸と別なることを知らしむ。(宜はの道を學ぶこと。學は禮樂射御書數の六藝を學ぶこと。班は朝廷の上下の位次を正しくすること。禮は福を求めするために神に祈ること。朝はいのり求めたることを遂げて報賽すること。祭祀は普通の祭事。供給は供物をささげること。擗は裁抑、節は制止。邪念邪言邪行を抑へ止めること。とある。則ち人間の禽獸と別なる所以は禮の有無に由ると云ふべく、禮は修身・處世・教化・政治・軍事・裁判・祭祀等々凡そ人倫の實現のあらゆる方面に互つて缺くべからざるものと考へられた事が知られる。是れ「論語」に、「顔淵仁を問ふ、子曰く、己に克ちて禮に復るを仁と爲す、一日己に克ちて禮に復れば天下仁に歸す……禮に非ざれば視る勿れ、禮に非ざれば聽く勿れ、禮に非ざれば言ふ勿れ、禮に非ざれば動く勿れ」といふ問答ある所以である。のみならず禮は其の内面にこの人倫の條理法則といふ本質を具へる點から更に一步を進めて形而上的原理としてまで考へられてゐた。則ち「左傳」(昭公二)に子産の言として「夫れ禮は天の經なり、地の義なり、民の行なり、天地の經にして民實に之に則る、云々」とある。ここに經とは道の常である。天に日月星辰の運行に常に易らざる則がある。義とは利の宜しきのである。地に高下剛柔など程宜

く布置されてゐる。行とは人の履む所である。人の須臾も離る可からざる道である。則ち禮は人が天地の常の道に則りて履み行ふ所であり、之によりて始めて人の生活が宜しきを得、天の常・地の利の中に在り、温慈惠和を得て生々發展し得るのである。此の如き深き博き意味が禮といふ概念に含まれてゐることを思へば、禮が民を治める本と謂はれるのも自然なる事が知られる。我が國語にて禮を「キヤ」と訓む、「キヤ」は「ウヤ」と通ずる、敬ふことを云ふ。此は禮の語義を特に心根の相の上に於て言ひ表はしたものの、禮の最も内面的なる屬性を示してゐる訓である。「孝經」にも上を安んじ民を治むるは禮より善きは莫し、禮とは敬のみ」とある。「民を治むるの本は要す禮に在り」、憲法は、群卿百寮禮を以て本とせよと仰せられて後直ちに此語を置き、而して之を更に懇に註して二段の文を組み重ねてをられる。即ち先づ、「上禮無きときは下齊らず。下禮無きときは以て必ず罪あり。」と言ふ。齊とは整ふのである。蓋し禮の無い處に人間の生活は則るべき條理も無く履むべき道も無くなるのであるから、必ずや亂れざるを得ない。今、上禮無きとは下齊らずとは、上に在る人々の生活に禮が無いときは其の影響が直ちに下に及んで一般人民の生活が亂れ荒んでくる事を憂ひたまうたのである。下禮無きときは以て先づ罪有りとは、此の如く一般人民の間に生活が亂れ荒んでくると之に由つて必ず罪を犯し罰を蒙る者が出てくることを憂ひたまうたのである。則ち此の二句は相連りて、一般人民の間に罪に陥る者あることなからしめんと御悲心から官吏等の生活を慎ましめたまうたものと窺はれる。次の一段の文は、「群臣禮有るときは位の次亂れず。百姓

禮有るときは國家自ら治まる。」と積極的に表現せられてある。此にも、上に立つ者の生活に秩序が確立してあるとき、一般人民の生活が整ひて正しく行はれ、隨つて國家が自然に治まるを述べたまふ。此の一聯の文の焦點も、國家太平に、人民をして安樂ならしめんと御慈心に存し、其から必然に官吏等をして依るべき則を省みしめたまうたものと窺はれるのである。此の如く二段の文を窺ひまつるに、初には拔苦の御悲心から、後には與樂の御慈心から、繰返して群臣に禮を貴び禮を本として生活すべきことを誡めたまうたものと拜察せられる。吾等は此に遍く群生を荷ふ大士の淨行の精神を感戴せざるを得ない。

『論語』に曰く「禮はこれを用て貴しと爲す」と。憲法の初條に「和を以て貴しと爲し」と言ひし御精神が今此の第四條に至りて愈よ委しく定められ、照應してここに和の理想の實現に御心を勞したまふ趣が知られる。而も此に前立つ第三條は我が國に於ける一切の禮の根源の事を示したまひしもの、其の前の第二條は凡そ禮なるもの由つて證さるる究竟の理を教へたまひしものと窺はれる。然るに之を太子の時代に照らして考ふるに、當時群臣の間に禮の亂れ甚しく、史に傳へる所、此に記すに堪へないものがある。閏族跋扈し權勢を恃んで放縱に秩序を紊り、國政を弄んでゐた。太子の政を執りたまふや之を憂ひて禮を整へたまふ。則ち憲法を下したまへる前年には冠位十二階を制定したまひ、既に下したまへる年の秋には「朝禮を改む。因りて詔して曰はく、凡そ宮門を出入らむときは、兩手を以て地を押へ、兩脚もて跪き、相を超えて則ち立ちて行けと。」ある。太子が

如何に禮を以て群臣の心を整へ以て大和の國を成さむと勞苦したまひしか、想ふべきである。

第五條

五に曰く。食の食りを絶ち切り、財の欲を棄て去つて、明らかに訴訟を判断せねばならない。いつたい民衆の間に起る訴訟は僅か一日の間にも無數に多くあるものである。一日でさへ然様であるのだから、況して、其を直ぐに明らかにせずにおいて月を經、歳を重ねてゆくならば、もうどうすることもできなくなるであらう。然るに、このころでは、訴訟を治める者がいつも自分の利益を得るのを普通の事とし、賄賂を收めては判決を下してゐる。だから、富める者の訟は、たとひ道理に合はない事でも、賄賂を出すことができるから、必ず己れの欲ふ通りに勝つことができる。之に反して、貧しい者の訴は、たとひ道理に背かない事でも、裁判官に利を食はせることができないから、どうしても敗けるにきまつてゐる。譬へてみれば、前者は石を水に投げられるのと同様で之に逆ふことができない、何時も易々と目的が達せられるのに、後者は水を石に投げかけるのと同様で之を受け入れるものがなく、結局無駄骨折に終るやうなものである。こんな有様であるから、貧しい民衆は何方を頼つてよいかさつぱりわからないでゐる。こんなに民衆を迷はせてばかりゐる處には臣たる者の道もやはり失はれるのである。

此は第五條の仰せで、臣の道として人民の訴訟を公平に裁くべき事を訓へたまうたのである。前條に禮を本として民を治むべきことを仰せられたのであるが、その禮の中で特に最も手近に且屢々起る目前の事實を省みしめたまうた條として窺ふことができる。發は「アヂハヒノムサボリ」と訓

む、飲食を食るのである。欲は「タカラノホシミ……」と訓む、財物金錢を食るのである。官吏がかかる貪の心を縦にすれば必ず他から響應せられ賄賂せられて裁判の公平を失ふに至る。たとひ響應賄賂を受けても其に係はらず公平に裁判するなどといふことは有り得ざることである。飲食を貪り賄賂を受ける、その心根が既に腐つてゐる。古人も「賄賂は非を理に成す毒物なり、是を貪欲服中に飲み入れなば豈正直の心に祟を成さざらんや」と註してゐる。乃ち「利を得るを常と爲し、賄を見ては讞を聽す」といふ事になるのである。讞は「コトワリ」と訓む、罪を議し獄を評すること。聽は「ユルス」と訓む、従ふのである、又斷めるのである。賄賂を得るが儘に非をも理になして裁くのである。そこで「財有るもの、訟は石をもて水に投ぐるが如く、乏しき者の訴は水を石に投ぐるに似たり」といふ様になつて、「貧しき民は則ち由る所を知らず」といふ事になる。此に太子の御憂ひは特に貧しき民に向つて注がれる。民が勞働し勤苦して世間に生活の資財を供給してくれてゐるのに、臣が己れの職に怠り事務を滞らせ、道理によらず私欲によつて是非曲直を裁き、民をして訴ふるに由無からしめる。貧しき民は如何になりゆくであらうか。太子は之を憂ひたまひて、民をして此の如くならしめる所に臣としての道の闕くることを省みしめたまふのである。この臣の道といふ語は後の第十五條にも復用ゐられ、私を背きて公に向くべきことを誡められてある。凡そ臣として君に仕へ奉る道をば民を安らはしめる事に存するとなしたまふ所に、大御心の向ひたまふ所は明かに之を窺ひ奉り得るであらう。前に任那に在りし諸將の間に賄賂に溺れて國威を墜すことの

甚しかりしを想ひ、又後に大化元年の詔の中にも、「國司等、國に在りて罪を判ることを得ざれ、他の貨賂を取りて民を貧苦に致さしむる事を得ざれ」とあるのを見ても、此條の御誠が如何に時弊に中つてゐたかがわかるであらう。

第六條

六に曰く。惡を懲し善を勸めるのは古の良き法である。であるから、人の善をば匿すことなく必ず之を顯はにし、惡を見ては其の儘にしておくことなく必ず之を匡し直さねばならない。いつたい詔つたり詐いたりする者は、國家を覆すところの鋭い武器であり、人民を亡ぼすところの鋭い劔である。また言葉巧みに媚び諂ふ者は、上の者に對ひては好んで下の者の過を説き、下の者に逢ひては上の者の失を誹謗するものである。抑も此の如き人々は孰れも皆君には忠無く民には仁無きものである。かく君に不忠にして民に不仁なるは、是れ大なる禍亂の本である。

此は第六條に懲惡勸善を教へ諂詐を誡めたまうたのである。前條既に私慾に迷はず裁判を公平にすべきを訓へたまうた。裁判司法の事は是れ惡を懲す事の尤なるものである、此を積極的に轉ずれば則ち善を勸める事となる。然るに「惡を懲し善を勸むるは古の良き典なり。」典とは經なり法なり常なり、常に則るべき範である。惡を懲すのは更に惡を重ねて惡趣に陥らざらしめんとである、善を勸めるのは愈々善を修めて善道に住せしめんとである。一人惡を行へば世間に禍患増し、一人善を修めれば世間に吉祥加はる。故に懲惡勸善は古の良き典である。神々相議りて素盞鳴尊を高天原

より逐ひ降らしめまつれるは尊の惡を懲し罪を贖はしめまつたのである。此によりて尊は出雲國を開き、神劔を獻るの大功を建てたまうた。紀元二年、神武天皇は群臣の功を定めて賞を行ひたまうた。是れ善を勸めて國の基を固めしめたまうたのである。政を執る者は古の聖の君の良き典に則らねばならない。「是を以て、人の善を匿すこと無く、惡を見ては必ず匡せ。」匡は覆ひ隠くして人をして知らしめないものである。匡は正すのである、又救ふのである。人の善きをば匿す事なく、世間にはあらはして廣く人々に知らしめる、是れ功を賞するのである、善を勸めるのである。是れ世間に樂を與へる通りである。人の惡を見ては必ず正し救ふ。是れ惡を行ひて自ら惡道に墮ち世に禍あらしめる者を憐れみて、其の再び惡を行ふことなからしめるやうに救ふのである。是れ世間の苦を抜き去る通りである。此の兩句の中には拔苦與樂の慈悲心のしみじみと流れてゐることが感ぜられる。

然るに、人の善をば知れども之を知らざるかの如くに覆ひ隠し、己れの功をば微かなりとも之を世に誇り示さんとし、人の惡をば之を匡救せんとする同悲の念を有せざるもの、是れ吾等の陥りがちな姿である。則ち忽ち諂詐佞媚を事とするに至るのである。然るに「諂ひ、詐く者は則ち國家を覆す利器たり、人民を絶つ鋒劔たり。」是れ眞に嚴しき御誠である。而も其の裏には直ちに國家人民の安泰を憂ひたまふ大御心が流れてゐる。此に國家を覆す利器は即ち人民を絶つ鋒劔である、國家と云へば直ちに人民が思はれてゐる、是れ大御心の自然にましますのである。而して諂詐が何故に此の如き恐るべき力を藏するのであるか。諂詐には誠が無い。言はく「亦佞しく媚ぶる者は、上に

對ひては、則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては、則ち上の失を誹謗」と、是れ其の所以であると承ることができよう。(佞の字は巧諂捷給の義、巧みに諂ひ、すばしく應對して窮まる所の無いのを云ふ。)まことに此の如きは卑しく恥づべき所爲である。上に對ひて下の過を説くを好むとき、吾等は上に媚びて己れの榮達を期してゐるのである。下に逢ひて上の失を誹るとき、吾等は己れの虚勢を張つて自ら慢りつつ下の者の不滿なる心に媚びてゐるのである。此は小人の唾棄すべき心根である。此には道を敬ひ公に奉ずる念毫も動かさず、徒に虚榮に憧れて、上と下とを相背かせてゐる。かかる佞人が一人でも勢を振へば、其の團體は亂され崩される危機に會はざるを得ないであらう。而も吾等自身が自ら悟らずして毎に此の如き小人佞媚の態に陥るのは、省み恥ぢねばならない。「其れ如此の人は皆君に忠無く、民に仁無し。」忠の字は中心なり、誠を竭くすなり、私無きなり、貳ならざるなり等と釋せられる。古から此字を「イサヲシキコト」と訓んできた、功勳あるの義であるが、此はもと些の私も無く誠を君にささげつくす所からおのづから現はれ來る果に立つて訓んだのであらう。諂詐佞媚の者は君に對してまごころをささげることが無い。かかる者は又同時に民に對して仁が無い。仁は此に民をいつくしみめぐむのである、民を安んずるのである。此に「君に忠無く民に仁無し」と一氣に仰せられた文の意を窺ふに、君に忠無きは即ち民に仁無きのである、民に仁無きは即ち君に忠無きのである。是れ蓋し誠を君に竭くす者は私心無く唯ひたすらに君の大御心を己れの心として君に順ひ奉るのみである。然るに大御心は唯民の父母として民を慈しみ安んぜしめたま

ふ事に注がるのみ、且暮ただ民を憂ひたまふのみなるが故に、君に忠なる者は必ず民に仁なる者であり、民に仁無きは是れ大御心に順ひまつらざるもの、即ち不忠の臣なのである。臣にして忠無く仁無き、是れ君に背き民を虐げるもの、世の禍亂は此から生ずるのである。故に言く、「是れ大なる亂の本なり」と。憲法は此に不忠不仁なる臣・諂詐佞媚なる者が國家を覆へし人民を絶つ大なる亂の本なる事を繰返し示したまふ。抑も此條の初に「惡を懲らし善を勸むる」を教へたまふより今此の結に至るまでの始終を拜讀するに、殊に『勝鬘經』に言ふ攝受折伏の語を想ひ出さざるを得ない。太子の疏に言はく、「若し善を行はざれば諸の道皆閉ぢて生死に流轉し六趣に遷移す。所以に大士、彼々の處に於て皆此の人を見て、重き惡をば即ち勢力を以て折伏し、輕き惡をば即ち道力を以て攝受す。惡を息め善を修むれば即ち聖化久しく住まる。聖化世に住まれば即ち善來り惡去る。」云々。太子は此の如く懲惡勸善によりて聖化久しく住まり世間に道の行はれんことを冀ひたまうたのである。

第七條

七に曰く。人にはそれぞれ身に負ふ所の任務がある。之を盡くすこと十分丁寧にすべきであつて、其處に些もほしいままな振舞があつてはならない。いつたい賢哲の者が官職に身を委ねるときには、世間から頌め讃へる聲が起り、姦詐の者が官職を身に帯びるときには、世間に禍亂が頻りに起つてくるものである。世の中には生れながらにして知つてゐるといふやうな聖者は少ないのであるが、而もよく念うて聖となるのである。大き

い事でも小さい事でも眞實の人を得るならばその事必ず治まり、非常な時でも平常の時でも賢哲に遇ふならばその時がおのづからに宏く裕かになつてくる。このやうにして始めて國家は永く久しくさかえゆき、社稷は危きことがないのである。此故にこそ、古の聖の王は官の爲に人を求めたまうた、人の爲に官を求めたまふことはなかつたのである。

此は第七條に、官に在る者能く己れの本務を盡くすべきを諭されたのである。「人各任有り。」任とは己れの負ふ所・事とする所・職務である。「ヨサシ」と訓む、ヨサスコトを云ふ、ヨサスとは事をその人に寄せ任せて執行はしめるのである。「ヨサシ」は即ち「ツトメ」である。人には各任務がある。是れ苟くも人格として己れを考へる者の自覺の聲でなければならぬ。己れに尊嚴なる任務あるを知らない者は未だ人としての自覺の無い者である。任務の自覺あればこそ吾等は能く人であり得るのである。但し今此條では特に此を官に在る者の爲に言ふ如くである。即ち官に在る者には皆究竟して君より命じ任せられたる務がある。之を自覺する所に臣としての道が立つのである。故に「掌ること宜しく濫れざるべし。」各己れの任務を忠實に盡すべく、決して之を放縱にしてはならぬ。濫の字は汜なり溢なり、水のあふれるを云ふのであるから、此は己れの任務をなげやりにしながら、他の事にまで干渉し妨碍してほしのままな振舞をするのを禁じたまうたのであらう。此の如き振舞は前條に謂る諂詐佞媚なる者の好んで爲す所であり、自他の職を大切に頂くこと無く、則ち君に忠無き者の姿である。

「其れ賢哲官に任すときは頌むる音則ち起り、奸者官を有つときは禍亂則ち繁し。」何故にであるか。蓋し賢き哲者は己れの任されたる官職を敬重し慎みて之を行ひ、隨て民に仁なるが故に民其の徳に懷きて之を稱歎するのに、奸しき者(奸はカタマシと訓む、心)は官職を忽にし權力を弄びて以て私欲を計り、凡て民に不仁なるが故に民其の惡徳に率ゐられて上に背き互に利を征し交、相争ふからである。太子は此に民を安からしめんがために、凡て官に在る者を誠め厲まして、姦詐に陥らず、能く賢哲の徳にあやからしめんと欲したまふのである。然るに賢哲の徳に如何にしてあやかり得るであらうか。言はく「世に生れながら知れるひと少なけれども尅(おと)念ひて聖と作る。」世間の聖人であつても生れながらにして物事を知つてゐるといふやうな事は少ない。唯能く念ひて聖人となるのである。「中庸』に曰く、「或は生れながらにして之を知り、或は學びて之を知り、或は困んで之を知る、其の之を知るに及びてや一なり。或は安んじて之を行ひ、或は利して之を行ひ、或は勉強して之を行ふ、其の功を成すに及びてや一なり。」(ここに之といふのは君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友の間の五達道である。之を知り行ふ方途について此文は又知仁勇の三達徳に配せられ)又曰く、「誠は天の道なり、之を誠にするは人の道なり。誠は勉めずして中り、思はずして得、從容として道に中る、聖人なり。之を誠にするは善を擇んで固く之を執る者なり。博く之を學び、審に之を問ひ、慎みて之を思ひ、明に之を辨じ、篤く之を行ふ。學ばざる有るときは之を學びて能くせざれば措かざるなり。問はざる有るときは之を問ひて知らざれば措かざるなり。思はざる有るときは之を思ひて得ざれば措かざるなり。辨ぜざる有るときは之を辨じて明かにせざれば措か

ざるなり。行はざる有るときは之を行ひて篤からざれば措かざるなり。人一たび之を能くすれば己れ之を百たびし、人十たび之を能くすれば己れ之を千たびす。果して此道を能くすれば、愚と雖も必ず明く、柔しと雖も必ず強し。『論語』に曰く、「子曰く、我れは生れながらにして知れる者に非ず、古を好み、敏にして以て求むる者なり。」(古を好むとは古の先王の道を慕ふのである。)又曰く、「子曰く、徳の修めざる、學の講ぜざる、義を聞いて徒る能はざる、不善を改むる能はざる、是れ吾が憂なり」と。この憂を懷いて求めて止まず、是れ孔子の後世永く生知安行の聖徳を以て稱せられし所以である。『尙書』(方多)に曰く「惟れ聖も念ふ罔きときは狂と作る、惟れ狂も克く念ふときは聖と作る」と。註者曰く「桀紂も實の狂愚なるには非ず、善を念はざるを以ての故に滅亡せるなり」と。此等の語、之を相參へて考へるとき、憲法の本文の義亦自ら解せられるであらう。即ち此に太子は、世間の或は放逸懈怠にして肯て賢哲を慕ふことなき者を誠め勵まして以て能く民を安んずる聖徳にあやからしめんと欲したまうて、克く念ひて聖となると諭したまうたのであらう。「尅く念ひて聖と作る」の義、儒教の諸典に従ひて一應解すること此の如くである。然し之を下第十條と上第二條との御思召に照らし更に三經義疏の御精神に省みて更めて思ふとき、此語は之を徹すれば則ち凡夫がただ念佛して始めて能く眞實道を歩むの義に歸せざるを得ない。

まことに聖賢の徳を蒙りてのみ世は治まり時は平らかなるを得る。「事大さ少けきと無く人を得て必ず治まる、時急き緩きと無く賢に遇ひて自寛なり。」大事にあれ小事にあれ、心から己れの任務を

敬ふ真心の人が之を掌れば、必ずなめらかに落着くものである。時の急きは非常時である、緩きは平時である、其の孰れの時なるを問はず、賢者之を治めるときは自然と寛かになるものである。寛とは宏く裕かなる、ゆつくりと和らげるを云ふ。「此に因りて國家永く久しくして社稷危きこと勿し。」國家・社稷の語、古から之を「アメノシタ・クニ」と訓んできた。社稷とは國家と同義である(社は土神、稷は穀神、土と穀とを缺けば國家存せず、故に諸侯必ず土穀神を祭る、國を滅ぼすときは此を變へ置く、故に國家を社稷とも云ふ。)同義の兩語を對して用ゐたのである。アメノシタの訓もクニの義である。賢哲ありて治める事によりて國家は永久に安らかにして危い事が無い。人の國家の盛衰・社稷の休戚に係はること此の如く深いものがある。官職に在る者、身を捨てて公に奉ずる覺悟が無ければならぬではないか。「故れ、古の聖の王、官の爲に以て人を求む、人の爲に官を求めたまはず。」官の爲に人を求めるのは、人をして公の務に生きしめ、各人の生命を公なるものとして證さしめるのである、則ち彼をして世間を荷ひ群生を負はしめるのである、之によりて世平かに民安んじ得るのである。人の爲に官を求めるのは公なるものを私せしめ、諂ひ詐りて私慾を遂げしめるのである、則ち之によりて世に禍亂繁からしめるのである。かく古の聖の君の御蹟を顧みたまひて、官に在る人の則るべき範をあらはし、「人各任有り、掌ること宜しく濫れざるべし」との訓を徹らしめて此條の文を結びたまうた。

『日本書紀』に曰く、「故れ天照大神乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍、三種の寶物を賜ふ。又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石

凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡て五部神を以て配へ侍らしむ。因て皇孫に勅して、天日嗣の天地とともに窮無く隆えましますべきを詔らせたまうた。かく五件緒の神々各其の任務を以て仕へ奉り、國安く、天日嗣の窮無き御隆えを祝がせたまひし天神の御姿を、吾等は此の憲法の文を讀むとき、仰ぎ奉らずにをられない。同時に又太子の時代には閥族政治の故に、人の爲に官を求め、官を忽せしし任務を濫す事の甚しかつたのであらうことが思はれて、此條の御教が痛切にいただかれるのである。

又思ふに、前第六條は懲惡勸善を標したまひて而も主として諂詐の惡人が禍亂の本たるべきを誠めたまひ、今此第七條は人各任有るを標したまひて而も主として賢哲の徳が治國の本たるべきを勸めたまふ。其の國平かに民安かれとの御念願の貫けることは則ち一である。兩條相望みて愈よ深く大御心のかたじけなきを想ひたてまつるのである。

第八條

八に曰く。政治に與かる高き臣等も事務を執る多くの官吏等も、早く朝廷官廳にまわり晏く退き出るがよい。公の仕事は皆大切であつても忽せにはされないから、眞面目にすれば終日かかつて之を了へることがむづかしい。だから、遅くまゐるときは、急ぎの事にまにあはないし、早く退くときは、どうしても仕事をしつゝすることができないにきまつてゐる。

此は第八條の御誡である。前條に官職任務の敬ひ重んずべく、決して濫りがはしくせざるべき所

以を丁寧に御諭し下されたのであるが、此條では其について特に戒慎せねばならぬ事項を掲げられたものと窺はれる。「公事は監靡し」、「監の字「イトマ」と訓む、間暇の義。本は「モロキ」と訓む、堅牢ならざるの義。『詩經』(風)に「王事靡盬」とあり、王命の堅く嚴しきを云ふ。随つて王事の爲に餘の間暇無きより「イトマ」の義がある。まことに「公事は監靡し、終日にも盡くし難し」と戴いて早く參り晏く退く心は、則ち身を公にささげる心、君に忠なる心から自然に來る心である。かく公に仕へ奉る心こそ官に在る者の生命でなければならぬ。第五條の、「百姓の愚は一日に千事あり、一日すら尙爾るを況んや歳を累ねてをや」の御訓と照らして、公事にいそしむべきを告げたまふ裏に即ち民に仁なるべきを念じたまふ大御心が窺はれる。

『書紀』に、舒明天皇八年「秋七月己丑朔、大派王、豊浦大臣に謂ひて曰はく、群卿及び百寮、朝參すること已に懈り、今より後、卯の始に朝りて巳の後に退れ、因りて鐘を以て節と爲よと。然るに大臣従はず云々。」とある。(大派王は敏達天皇の皇子難波皇子の御子大倭王) 是れ太子憲法の下されしより凡そ三十年の後の事である。蘇我一族の横暴の下に當時の官僚が如何に公私の別を辨へず放縱無慚の勢に墮ちてゐたかを語るものである。此の如き時勢に對して太子は此の御訓を垂れ、極めて手近に公事の敬ふべく時の重んずべきを省みしめたまうたのである。卯の始の刻に朝りて巳の後の刻に退るべしといふ規定も或は憲法の此條の文と關係があるかも知れない。(卯は午前五時乃至七時、巳は同九時乃至十一時)

第九條

九に曰く。信は是れ義の本である。だから何事を爲すにも必ず信がなければならぬ。抑、すべて善は必ず信にもとづきて成り、悪は必ず信無きに由つて生ずるのである。またすべて事の成るは必ず信に立つからであり、事の敗れるのは必ず信無きが故である。だから群臣すべて信を共にすれば、如何なる事か成らざるものがあらう。群臣に信が無ければ萬の事すべて悉く失敗に歸するばかりである。

此は第九條に信に立つべきを教へたまふ。「信は是れ義の本なり。」義の本とせられる信とは何であらうか。例へば『論語』に曰く「信、義に近ければ、言復む可し。」又曰く「上、義を好めば、即ち民敢て服せざる莫し。上、信を好めば、則ち民敢て情を用ゐざる莫し。」此等に見える信は義と相對的なものであつて、義の本と云はるべきものではない。亦もとより「朋友と交りて信ならざるか」とか、「子四を以て教ふ、文行忠信」とかいふ狭いものでもない。然るに、「子曰く、人にして信無くんば其の可なるを知らざるなり、大車に輓無く小車に輓無くんば其れ何を以て之を行らんや」と言ひ、又「子貢政を問ふ。子曰く、食を足らばせ、兵を足らばせ、民をば之を信ならしむ。子貢曰く、必ず已むを得ずして斯の三者に於て去らば何をか先にせむ。曰く、兵を去れ。子貢曰く、必ず已むを得ずして斯の二者に於て去らば何をか先にせむ。曰く、食を去れ、古より皆死有り、民信無ければ立たず」と言へる語の如きに於て、而も之を吾が伊藤仁齋の解して、「信は人の道の本なり、人として信無きときは則ち以て一日も天地の間に立つ可からず、猶大車の輓無く小車の輓無くして以て行る可からざるがごときなり、君君たらず、臣臣たらず、父父たらず、子子たらざる、一に皆

此に由る」となし、又「民を教ふるに信を以てするときは則ち國本固し……信無きときは則ち人の道立たず、故に食は去る可くして而も信は去る可からざるなり」となせる如き意味に取るならば、始めて能く此條の信の語義を明かにする助となすに足りるであらう。蓋し仁齋先生の此の解に従へば、信は是れ人の人たる所以の道をあらしめる本であり、臣をして臣の道を行はしめ、父をして父の道を行はしめ、國をして眞實の國として立たしむる所以の本であると爲すものであつて、恰も「信は是れ義の本なり」との御教を彷彿たらしめるものがあるからである。抑、「義」とは宜なり、事物を裁制して各宜しからしむるなりと解かれ、古から「コトワリ」と訓まれてきた。(コトワリは言割こと、すぢみち、事) 畢竟するに、義とは道德的秩序を謂ふのであつて、則ち是れ臣をして、忠たらしめ、父をして慈たらしめ、國をして大和の國たらしむる等、凡そ一切の人倫を證するに當りて當に則るべき條理・法則である。(此を第四條にいふ禮に比べれば、禮は當然の條理の外に社會的に實現されてある邊について言ひ、義は其の内面的意味として把握されたる邊について言ふと解して宜からう。)「義の本」とはかかる道德的秩序・人間當然の條理法則(又は上に引ける仁齋先生の語を用ゐれば則ち人をして人たらしめる所以の道)をして、現實に吾等の生活の上に顯ならしめる根本的作用を謂ふのである。而してかかる作用こそ即ち信である、「マコト」である。信の字にはツツシム・ウタガハズ・タガハズ・ヨキ・マコト等の意味がある。義の本として之を解けば、信は即ち吾等の生活の奥に一貫して普遍に永遠に當然に吾等の生活・行爲を律すべき義(道德的秩序・法則・

道)の存在することを疑はず、其の儘に之を戴き、謹みて之に順ひて忒ふことなき誠である、眞實心である。唯この眞實心によつて彼の義即ち道が吾等の日常生活行爲の中に證され來りて、此に吾等の上に現實に義あり道あり善あることになるのである。だから信は義そのもの(道そのもの)が吾等の心と行とを通して其自體を現實に證しゆく作用である。其の證されて現實に人倫となつて吾等の間に在るものから云へば「信は是れ義の本」である。(其の證の根源隱沈の理として云へば義即ち道は信の根である、信は義の自證である。今此の條の文は、現實の人間世界に遍く行はれざる顯なる人倫道德について之を顯ならしめる根本の作用として信を言ひ表はしたまふのである。)かの「信は道の元、功德の母たり、一切の善法を長養す」(華嚴)と言ひ、「一切の行は信を以て首となす、衆徳の根本なり」(梵網)と言ふもの、亦此の消息を告げるものであらう。

思ふに、天地の間、永遠に互りて一貫煌々たる法(道)がある。日月以て輝き、萬物以て育し、人倫以て立ち、國家以て興る。此の法を知り此の法を體し、動靜すべて此の法のままなる者を覺者と云ふ。既に覺者あれば、此の法を知らず此の法に背きて身を敗り國を亂す世間の衆生を觀て憐愍に堪へず、敢て身を世間苦毒の中に投じて衆生を無智迷惑の暗黒より抜き濟はんとしたまふ。此に於て覺者は則ち彼の法を此の衆生に相應はしめ、此の衆生を彼の法に相應はしめ法と衆生とを彼此相應一體たらしめんが爲に法(教)を説き宣べたまふ。衆生はここに覺者の説きたまふ法(教)を聞き信するところに即ちかの覺者のさとりたまへる法(道)を信じてその法に歸依し、その法に於

て生き、ここに法即ち道を己れの現實生活に顯はし出す。覺者の法(教)を聞いて法(道)のままに生きるのが信である。彼の煌々たる法に照らされて吾が心則ち如法に動く、是れ信である。故に眞實の信は、以て人倫を序し、以て國家を興し、以て群生を生育せしめる金剛力である。一切の魔障に碍へられず、一切の惡趣を閉塞し、以て萬善を隆えしめる無碍道である。「信は是れ義の本なり」とは此の如き眞實信の消息である。而して此の如き眞實信の消息に吾等の眼が一たび開けるならば、子としては父の言葉に信じ順ひて家法に生きる孝の道が證され、臣民としては勅に信じ順ひて國法に生きる忠の道が證される等、各其の止まる處に於て其處の道が身に證されるべきである事を見るであらう。絶對眞實の信は此の如く現實生活の一々の場面に於て其の無碍道たる事を證するのである。此故に太子は又「善を行ふの義は本歸依に在り」と言はれた、歸依は即ち信である。

此の如く、信が既に人間世界に道德的秩序を在らしめ、吾等の間に人倫を顯ならしめる根本の作用である限り、信無ければ人倫は隱れ沈み、人間世界は亂れるより他無いであらう。故に言はく「事毎に信有れ」と。何事を爲すも信に立ち眞實心に立ちて爲すべきことを諭したまふのである。而して更に言はく「其れ善惡成敗要す信に在り」と。信ありて始めて善あり、事の成るあり、信無きときは則ち心すべて私に囚はれて道に背き法を蔑するが故に、惡ここに生じ、事乃ち敗れるを免れなす。暫く之を吾等日本國民としての信に就て省みれば、天神皇祖の大御親心を信じ、我が國體の尊嚴を信じ、勅を承りて謹み順ひたてまつるところに、吾等の善は在り、事は成るのであつて、之

に反して、我が國史を一貫して流るる根源の大御親心に盲ひて、國體を信ぜず、恐多くも勅に謹み順ひたてまつる事なきときに、吾等の惡は在り、事必ず敗れるのである。是れ神代より此の方、今に至りて易ることなき、日本國の永遠の法である、道である。苟くも日本國の民たる者の誰人も之を身に證せざるを得ざる事實である。故に太子は「群臣共に信あるときは何事か成らざらん、群臣信無ければ萬の事悉に敗る、」の御言葉で以て此の條を結びたまうた。日本國の眞實の相に對して眞實の信も無く、徒に私慾に迷ひ黨争を事として、國威を失墜してゐた當時の群臣に對して、無量の御涙に溢れたる御言葉と窺はれる。今の吾等亦固より深く己れに省みねばならない。

顧みるに、上第二條に、篤く三寶を敬ふべきを教へ、佛法僧が苟くも生有る者の最終の歸、凡ゆる國の至極の宗なるを述べたまうたのであるが、是れ即ち今此の第九條の信を義の本となす御教と照應するものと窺はれる。蓋し人も國も義（道）有るに由りて立つ。然るに人にも國にも道あらしめる本が信である、第二條の語を用ゐれば、三寶に歸りまつる心である。此故に此等前後二條相照らして其の御教を窺ひまつるべきである。之に比べて次の條は上の第一條殊に第三條に照應して其の義を窺ふべきものの如くである。

第十條

十に曰く。心の中に起る忿の情を絶ち切り、面に現はれる瞋の相を棄て去り、他人が我れに違ふのを怒つてはならない。人には皆各心があるし、心には各執つてゐる所がある。其が相異なるから、彼れが是とする所を我

れは非とし、我れの是とする所を彼れは非として、共に相合はないのである。けれどもよく省みれば、我れが必ず聖なのでなく、彼れが必ず愚なでもなく、孰れも共にただの凡夫たるに過ぎない。既に凡夫であつてみれば、此の如く是とし非としてゐるのであるが、さうする所以の根本の理をどうして十分にはつきりと定めることができよう。我れに立てばこそ我れは賢く彼れは愚かだときめてゐるのであるが、彼れに立てば全く顛倒して、愚かなのは我れであり、彼れは却つて賢いとなつてゐるのであつて、是れ全く鑿の端無きが如く、立場によつて轉々相異なる五分五分の見解たるに過ぎない。眞相が是の通りなのであるから、たとひ彼れが瞋るからといつて、彼れは愚かだとして此方から怒りかへすやうな事なく、還りて彼れの瞋る所以を己れに省み來りて我が失を恐れ戒めねばならない。又我れのみ獨り道理に達してゐる、事の是非に明かだといふやうな場合にも、すぐに我れこそはと高上りしてしまはずに、廣く衆の意見を聽き容れ、其に従つて衆と共に同じく振舞ふがよい。

此は第十條に怒ることなく衆と和らぎ行ふべきを勧め、其の用心として吾等の共に凡夫なるを省みさせてくださるのである。文義は前段の意譯の如く明かである。字義を尋ねて少しく之を補へば、忿はココロノイカリと訓む、心平かならず恨むを云ふ。瞋はオモテノイカリと訓む、目を張りて怒るを云ふ。「忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ」とは、心も平らかに姿も和らぎてあれと言ふ。「人皆心有り、心各執れること有り。」執とは、持つ・守る・捕るのである。此は我れぞ、我がものぞ、我が主義ぞ、我が權利ぞ、等とつかまへてはなさないものである。人皆己れを執つて譲らないから「彼れ是みすれば則ち我れは非みす、我れ是みすれば則ち彼れは非みす、」といふ事になる。是は

ヨシミス、是とする、非はアシミス、非とするのである。各己れの執る所を是とするから他を指して非とするのである。まことに吾等は世に生きる限り、日も夜も、是非善惡の判断を離れ得ず、其の限り又己れを是みして他を非みする念からも離れ得ない。若し萬一自分が悪いと知られるやうな時はよくよく悪ければこそである。然るに吾等は事毎に他を責めること嚴酷にして己れを省みる事を知らず、己れを賢し、他を愚かなりと驕つてゐる。けれども眞實を云へば、「我れ必ずしも聖に非ず、彼れ必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ。」凡夫といふは、「後の世に出でて最も深くわが太子を崇めまつりたまひし聖者の言を用ゐれば、」無明煩惱われらが身にみちみちて欲もおほく、いかり・はらたち・そねみ・ねたむところおほく・ひまなくして臨終の一念にいたるまでとどまらず・きえず・たえず」(親鸞著一念)といふ有様の者である。この「凡夫はすなはちわれらなり、」吾等各自身の有様である。既に此の如き凡夫である、「是みし非みするの理、詎ぞ能く定む可き。」聖者ならば、心に執著する所が無いから、我欲に著かず法執を離れてゐるから、是非善惡の別も明瞭なり得る筈であるが、吾等の如き凡夫にとつて其の辨別の道理は如何にしても定め難いのである。我欲に囚はれながら自ら計らふ所、昨是今非、眞實一貫の道理は見定め難いのである。再び上の聖者の自己告白の言を引けば、「聖人のおほせには、善惡のふたつ總じてもて存知せざるなり。そのゆへは、如來の御ところに善しとおぼしめすほどに知りとほしたらばこそ善きを知りたるにてもあらめ、如來の惡しとおぼしめすほどに知りとほしたらばこそ惡しさを知りたるにてもあらめど、煩惱具足

の凡夫・火宅無常の世界は、よろづのこと、みなもてそらごと、たわごと、まことあることなき」有様である(抄歎異)。是れ又わが太子が「世間虚假」の一句を以て示したまひし所である。まことに吾等が怒り妬みて是非の理をも辨へぬ凡夫であるからこそ、吾等の造り營むこの世間が虚假なのである、眞實ならざるのである。故に言はく「相共に賢く愚かなること鑽の端無きが如し。」鑽は古からミミガネ(耳金)と訓ませてある、字書には凡そ圓き郭にして孔有り貫き繋ぐ可き者之を鑽と謂ふとある、つまり圓環であるから何處を端とする由も無い。其の如く凡夫の是非賢愚の辨は執らへどころも無いものを強ひて執らへてゐる顛倒の見に過ぎない。だから此の如き迷見を離れて、「彼人は瞋ると雖も還りて我が失を恐れよ。」彼れの瞋の姿を縁として之にひきすられて此方も亦忿るのでなしに、却つて何故に彼れが瞋るかを我が身の上に着み來り、己れの過失あらんかを恐れ慎むべきである。彼れの瞋にひきすられて我れも忿ることは、彼れの是とする所を我れは非とし、彼の非とする所を我れは是とするのと同様に、我れが彼れと相對的に五分五分に張合つてゐる姿であつて、まさしく是れ我れに執著して其から脱けきり得ない凡夫の有様である。然るに彼れの瞋の姿を見て我れ自身の過失を省みるのは、此の如き凡夫相對の争の姿から離れて既に一層高い境に立ち得てゐる時に始めて能くし得る事である。則ち彼れも我れも共に是れ凡夫である事を見たとき、吾等は單なる凡夫の煩惱迷惑の境から一步既に脱け出るのである。けれども、かく脱け出た境に凡夫の吾等は久しく止るに堪へない、直ぐに又もや相對對立の我執の境に墮ちて、我れこそは彼れの瞋に觸れ

ても染まらず、却つて之を縁として我が身を省み慎んだ、といふ自慢勝他の念の湧き起るのを禁め得ない者である。是れ亦凡夫の姿である。凡夫は凡ゆる場合に、我れこそはといふ高慢の念を懐いてゐる、この念が満足されないときは寂しくてたまらない者である。其故に太子の御教はここに又「我れ獨り得たり」と雖も衆に從ひて同じく舉へ、と御諭しくださる。是れ吾等凡夫の高慢の念を挫き、世は舉げて濁れるも我れ獨り清めりとか、人々すべて迷へるも我れ獨り得たりとかいふ類の輕しい思ひ揚りを棄てしめ、却りて眞實に己れの凡夫の相に醒めると共に、醒めるが故に即ち凡夫相對の境を超越して絶對眞實の立場から、自然に所謂「衆流に冥合して更に異趣無き」(勝鬘經)大なる活動に出でしめるのである。此の立場に於て我れは依然として凡夫ではあるが、自ら凡夫でありながら之を知らずにある單なる凡夫とは異りて、己れの凡夫たるを知る事に於て凡夫を超越し、則ち「我れ獨り得たり」といふ境に在りながら、而もその得たるは我れの力に由るのではなく、我れは單なる凡夫にして此の如き境に到る由も無いのに、唯能く法の絶對の威力に由つてこの超越の境を得しめられ、與へられてゐるものであることを深く氣著いてゐるから、だから深くこの我れの無力と法の絶對力との相即を省みるところに、我れはかの自尊高慢の念を挫かれて、而も法の威力のままに率ゐられつつ「衆に從ひて同じく舉ふ」大なる活動に入らしめられるのである。「衆に從ひて同じく舉ふ」とは無明煩惱に迷へる凡夫大衆と一緒になつて附和雷同し朋黨比周するのではなく、又もとより大衆から離れて獨り特異な舉措に出づるのでもなく、唯迷へる大衆の在るところ何處に

も從ひ赴きて彼等の身分・彼等の心境にありのままに己れの心身を同化させつつ、而も彼等を率ゐて相共に同一大道を歩むのである、互に是とし非としあひつつ對立抗爭することを止めて、互に相和らぎ相携へて眞實なるものを證しゆくのである。

此の如きが第十條の教へたまふ所と承るのである。然し既に凡夫の身が、如何にして能く怒らず、他の瞋にあひて己れの失を戒慎し、我が長を没して衆と和らぎつつ道を歩み得るのであらうか。是れ他なし、唯既に述べたやうに法の威力に由りてである。法の威力とは、上に引いたわが太子の御持言「世間虛假」の句が直ちに「唯佛是眞」の句によりて續き結ばれ、又歎異抄の文の終を「まことあることなき」で切つて置いたその句が「まことあることなきにただ念佛のみぞまことにておはします」と續き結ばれてゐる、その唯一眞實なる佛、唯一まことなる念佛、即ち是れである。絶對眞實なる佛の御作用によつて即ち虛假なる世間が眞實に轉ぜられ、絶對のまことなる念佛によりて則ちそらごと・たわごとなる煩惱の凡夫の境界が佛のまことの境界に融化せられるのである。此れ即ち怒り妬み狂ふ凡夫が衆と同和して道に悠遊し得るに至る所以の信の消息である。即ち前第九條に「義の本」とせられたる「信」の消息である。前條に信あるべきを勧めたまひし憲法は、今條に於て凡夫自己の眞相に徹せしめて必ず信の缺く可らざるを説き、信を通して萬人相和らぐべき上の第一條への大道を指し示したまうたのである。同時に今條は又之を上第三條に照應するときには、詔を承りて謹むことを知らざる不順驕慢の凡夫の姿を深く省みさせてくださるものとして吾等の身

に痛切に感ぜられるのである。而して「世間虚假、唯佛是真」の御持言に於て見られるやうに、凡夫が絶対眞實なる佛に救はれて和の道を歩みつつ則ち義を證する金剛の信は、是れ太子の御生命にして、又、後に山背大兄皇子により、蘇我石川麿大臣によりて證せられた所である。吾等はこの皇子と大臣との行實に於て凡夫の信の人が、詔を謹み承りて君に忠に、民に仁ならんがために、身命を捨てて道を敬ふ消息を見る者である。

思ふに、ひたすらに己れの我欲・我執に立ちて、我れを是みし彼れを非みし、相怒り相争ひて休む時無き有様こそ、大臣大連閥族互に鎬を削りし當代の現實であつた。太子は之を照覽して悲心止め得ざると共に直ちに之を御身の上に荷負し反省したまひて以て此の深刻なる教を記したまうたのである。即ち是れ太子の悲痛なる御内觀に出でつつ實に人類のあらん限り不磨の聖訓である。吾等は此條に示されたる凡夫の自覺に於て他の條々を読み、其處なる虚假不實驕慢懈怠の姿が即ち吾等自身の消息なるを知りて、吾等の生命を眞實信の大道に立たせなければならぬ。

第十一條

十一に曰く。人々の功と過とを明かにみわけて、必ず賞すべきを賞し、罰すべきを罰するやうにせねばならない。然るに、このごろの有様をみるに、賞は功があるからするといふやうに當つてをらず、罰は罪があるからするといふやうに正しく相應してゐない。だから事務を掌る臣等は十分に賞罰を明かにせねばならない。

此は第十一條に賞罰を明かにすべきを教へたまふのである。文義は極めて明かである。「賞は功に

在いてせず、罰は罪に在いてせず。」是れ閥族權を争ひつつ政を執つた當時の弊風であつた。太子が官位十二階を制して人材を登用したまうたのは、この弊を矯めて「功過を明察にし、賞罰必ず當て」る上にも亦根本的な道を拓きたまうたものである。此條の思召は順序から云へば上第四條の禮を以て本と爲せとの御教に對照されると共に内容からまた第五條に「明に訴訟を辨へよ」と言ひ、第六條に「惡を懲らし善を勸む」べきを諭したまうたのと照應して、善く民を恵み治めて、臣の道を盡くさしめんとの御慈心の發露と窺はれる。蓋し罪を罰するのは惡を折伏して之を善道に攝め取らんがためである。功を賞するのは善を勸めて愈、之を増し加へんがためである。かくして賞罰を明かにするところに人倫の道が明確にせられ來るであらう、世間が良き秩序を得、禮を具へて和らぎ來るであらう。もし功を賞するに非ず、過を罰するに非ずして、賞罰其の當を失ふときは、民をして善に勵み惡を厭ふの念を弱からしめるであらう。此の如きは國を亡ぼす源と謂つべきものである。故に太子は攝受と折伏とによりて國に道あらしめ、民に榮あらしめんとしたまうたのである。

此條信賞必罰の誠の故にとて直ちに之を法家者流の思想に出づるとすべきでは無からう。太子は外から上から功利的に民を服せしめようとされたのでは無い。民の哀樂悲苦の中に同心して民と共に生死したまうた、其處から此條の教も湧き出でたのである。

第十二條

十二に曰く。地方の官吏等は人民から財物などを苛酷に聚め收めてはならない。抑も國に二りの君なく、民

に兩りの主は無い。國の中のあらゆる民にとつて主たる者は唯だ君ばかりなのである。そして官吏等は皆是れ君の臣なのである。してみれば、官吏等が公のためだといつて人民から苛酷な取立てなど敢てすべきものではないではないか。

此は第十二條に聚斂を誡めたまふのである。「國司・國造、百姓に斂ること勿れ。」國司は「クニノツカサ」又は「クニノミコトモチ」と訓む、天皇の御言を承け持ち行きて其國の政をつかさどる意。國造は「クニノミヤツコ」と訓む、諸國の御臣の義。何れも地方の國々の政を執る官人を云ふ。君・別・縣主・村主・稻置等の總稱。斂は「オサメトル」と訓む。地方の官吏等に向つて人民から財物等を苛酷に聚め收めてはならないと言ふのである。「國に二の君非く、民に兩の主無し。」『禮記』(曾子)に「天に二日無く、土に二王無し。」『孟子』に「孔子曰く、天に二日無く、民に二王無し」とある。「率土の兆、民、王を以て主と爲す、任せる官、司は皆是れ王の臣なり。」率土は領域内をいふ。『詩經』(小雅)に「溥天の下王土に非ざるは莫く、率土の濱王臣に非ざるは莫し」とある。憲法の文句は此等のと相通ひ、又其の理想は、大乘の諸經典にあつても、理想の國家即ち淨土は常に一佛の下に無限數の菩薩衆等が信順し奉行するところに成立つてゐるのと相通ふものがある。但し此の如き理想が永しへに現實のものとして會て易る事無き國は、世界の廣き中に、唯だ我が皇國あるのみである。我が皇國こそは古今億兆の臣民等しく萬世一系の皇統を戴いて其の慈悲の徳光を蒙つてゐる。ここに臣は君の臣として君の民に大御心を傳へ、民は君の民として臣から傳

へられるが儘に大御心に信順し奉行し、かくて臣民悉く君に於て一體となり君の赤子となつてこの皇國を成してゐる。是れ我が國の本來の姿である。然るに此の姿は今此の憲法の仰せ出された太子の時代には極めて味くなつてゐた。久しき閥族政治の間に地方の官僚は、己れが本來是れ天皇の臣にして天皇の國と民とに大御心を傳へ、唯だ大御心のままに政を執り行ふべきであるのに、其の根本を忘れ去りて、或は天皇の他に己れの主として仕へるべき主ありと思ひ、或は人民を單に私の有として縦に使役し賦課聚斂し、かくて人民をして歸趨に迷ひ生活に苦しませ、自ら權を弄び財を積んでゐる者が尠くない。ここに民安からず國振はず、諸の禍惡に天皇の大御心も碍へられまつるのである。太子はかかる時勢に際りて政を執り此の憲法をお示しくされたのである。乃ち天皇の慈しみまします億兆の民に向つて、天皇の臣として大御心を傳へ奉るべき臣の身でありながら、國司・國造等が——「何にぞ敢て公の與に百姓に賦斂らむ、」——朝廷のためだからといつて人民から苛斂誅求するやうなことがあつて宜いものであらうか。と言ふのは、萬民を子として慈しみたまふ大御心の流露である。

此條はもとより人民を慈しみ官吏をして正道を踐ましめんと思召したまひての御教であり、上第四條第五條と相照らして窺はれるのであるが、同時に殊に此條にあらはれたる國體の觀念について之を第三條の御教と照應して承るとき吾等は茲に太子の深き御憂と強き御意とを感ぜざるを得ないのである。

第十三條

十三に曰く。官吏等は各己れの任務をもつてゐるのであるが、同僚の間では其の職掌を共同に知りあつてをるがよい。自分でも他人でも、或は病に罹つたり或は使に出たりして、そのあひだ己れの爲すべき事を爲し得ない場合があるであらう。その場合にも、平常から互に職掌を知りあつてをれば、なごやかな心持でその人の仕事を代りあつて爲すことまさにすつと前から之を識つてゐた通りおだやかにすらすらと爲すことができる。そんな事は自分が直接に與かり掌つてゐる所ではないからといつて、公の仕事は妨げるやうなことがあつてはならない。

此は第十三條に官吏等互に相助けて公務を重んずべきを教へたまふ。「諸の任せる官者、同じく職掌を知れ。」任は「ヨサス」と訓む、寄すの敬語法、事を其人に寄せ任せて執行はしむるをいふ。公事を委ねられ掌りたる官吏等は各己れの職務に忠實なるべきこと上第七條に教へられし如くである。而も公事は互に連關してゐるものであつて、各孤立してゐるものではないから、單り自己の仕事ばかりでなく、同僚の仕事にも通じてゐなければ、眞に自己の職務を全く盡くすことはできないであらう。第八條にも公事の大切なる由を諭されてある。今此等二條の精神に照應して此の條も戴かれ得るであらう。則ち先づ同僚互に他の仕事を知つてをるべき旨を掲げ、次に其の理由を述べられるのである。「或は病ひし或は使ひして事に關ること有らむ。」私の病などの故に、或は公の使として遠くに旅する事などの故に、どうしても常の職務を闕くことがあるであらう。さういふ時に、

他に誰人もその人の仕事について知らないやうであると、その人が病癒え又は旅から歸つて復び出勤するまでは、その事務は處理されず、公事そのために滞り、人民そのために困しむであらう。「然れども知ることを得るの日は、和ふこと會より識れるが如くせよ。」だから平生から互に他の仕事について知りあつてゐる場合には、その勤を缺いた人の仕事をば極めて和やかな氣持で替りあつて處理すること、以前からよくその仕事を知つてゐる通りにするがよい。「其れ與り聞くこと非しといふを以て、公務をな妨げそ。」決して自分は彼人の仕事をばあづかりさいたことはない、其には責任がないなどと云つて、公の務をなげやりにし滞らせておくやうな事があつてはならない。官吏等互に和らぎて助けあひつつ公務を大切にし敏速に處理して、人民に迷惑をかけないやうにしなければならぬ。

此の條は之を上第五條に照應して民の勞苦を身にしみて感ぜさせたまへる太子の御心を偲びまつるべく、前第十二條の所謂王の臣として兆民を慈しむべき旨を更に繰返し現實の執務の上の事について御注意くだされたものと承り得る。

第十四條

十四に曰く。政治に與かる高き臣等も事務を執る多くの官吏等も、嫉み妬むことがあつてはならない。此方に先方を嫉む心があると、先方でもまた此方を嫉んでくるものである。かうして互ひに嫉みあひ妬みあふ、その患禍は何處までいつても際限が無い。かく際限の無い患禍を人の世に廣らし出だす所以は何處にあるかとい

へば、自分の心が智慧の自分よりも勝れた人に遇ふと悦ばず、才能の自分よりも優つた人を見ると嫉み妬むところに存するのである。かういふ心の者であるから、たとひ智慧深く才能豊かな者があつても、之を敬ひ重んずることができず、直ちに之を嫉み妬みて世間に出ることができないやうに陥れてしまふのである。そこでつまり、昔の賢者の世から既に五百年もたつてしまつた今にしてやつとまた賢者が世に出るのにめぐりあはせるのだとか、或は、千年待つても一人の聖人の世に出ることはむつかしいのだとか、いふことになるのである。その五百年の間、或は千年の間、賢者聖人にめぐりあはない人民の不幸は如何ばかりであらう。これといふのも嫉妬の罪報の致す所であるが、いつたい賢者聖人を得ないでどうして國を治めることができよう。だから皆が嫉み妬むことがあつてはならない。

此は第十四條に嫉妬を誡めたまふ。「群臣百寮、嫉み妬むことあること無かれ。」前條に同僚相助けて公務を盡くすべきを諭されたのであるが、今の條は更に進んで、前條に謂ゆる、「與り聞く事非しといふを以て公務を妨げ」るに至る吾等の胸の奥なる動機を見抜きて之を誡めたまふのである。其は即ち嫉妬である。そして嫉妬の心は、第十條にいはれた「凡夫」の胸に潜んでいつも相對的である。無明煩惱に覆はれた吾等凡夫の心の動きは「我れ既に人を嫉めば人も亦我れを嫉む」の有様で互に嫉みあひ陥れあうてゐるのである。そこで「嫉妬の患其の極を知らず」といふ事になる。家を破り、世を擾がせ、國を亂る。其の源として嫉妬は勝他の欲・我慢の念の遂げられざる所に起る。「智己に勝るとならば則ち悦ばず、才己に優るとならば則ち嫉妬む。」ここに優れたる者を陥れ、

己れの名利の慾を食らうとする醜い争が起る。「是を以て五百歳にして後乃今賢に遇ふも、千載にして以て一の聖を待つこと難し」といふ事になる。此語は古くから傳へられた語なのであらう。「孟子」(公孫丑下)に「五百年にして必ず王者の興る有り」とあり、『文選』(三國名臣序贊)に「萬歳の一期は有生の通塗、千載の一遇は賢智の嘉會なり」とあり。まことに世に賢聖の有ることは稀である。稀に有つても嫉妬排斥せられて世間に現はれ得ない。小人徒に跋扈して民を詐さ苦しめるのである。「其れ賢聖を得ざるときは何を以てか國を治めむ。」國がよく治まるのは全く賢者の智、聖人の徳に由るのであるのにその賢聖を得ずして如何して國を治めようや。國の治まらず民の安からざる端をなすものとして嫉妬を深く誡めねばならない。

此條は凡夫の心情を暴露し、嫉妬の患禍を明かにし、賢聖を得て國を治めんとする御願を述べたまふものであるが、此にも閥族互に權を奪はんとして賢才有徳の人を斥ぞけ亡ひつたあつた當代の時勢に居て一向に國運の振張に勞したまひし御心を仰がざるを得ない。まことに賢聖を得て國を治めよう。此の御願から太子は數多の學問僧、留學生等を隋に遣はし學ばしめたまうた。そして彼等は、大化改新に與かつて太子の此の御念願の實現の爲に貢獻した。同時に又蘇我石川麿大臣の如きその頃の忠臣も他の嫉妬を蒙つて自ら逝かねばならなかつた。吾等は此條の教を特に上第六條に照應せしめ當代を背景として承るとき殊に悲痛の感に打たれる。

第十五條



十五に曰く。すべて私を拒ぞけ棄てて公に向くのは是れ臣の道である。凡そ人にして私があれば必ず恨みがある。憾みがあれば必ず他の人々と相和らいで一緒に事を執ることができない。相和らいで事を共にすることができなければ、どうしても私の事を以て公の事を妨げることになる。憾みが起ると世間の制に違ひ法を害るやうになる。だから初章にも、上下和らぎ諧ふやうにと云つたのであるが、其もまたかういふ情からであるのだ。

此は第十五條に私を公にささぐべき臣の道を教へたまふ。上第七條人各任有りの教に照應すること特に適當であるが、然し顧みれば上の第十條に凡夫の心の動きを述べたまうた、其を中心として其の前に遡るも其の後に下るも、條々すべて凡夫の私欲私情の繫縛を脱却し、相與に公の事を行ふべき旨を諭したまうたものと窺はれる。今此の條は其等をまとめて、「私に背きて公に向くは是れ臣之道なり」の語を以て其等に一貫せる則をあらはしたまふ。嫉妬するのも、同じく職掌を知らうとしないのも、百姓から聚斂するのも、賞罰を不當にするのも、忿るのも、皆是れ私の動きである。早く朝り晏く退るのも、掌る事濫ならざるのも、諂ひ詐る事のないのも、訴訟を公平に審くのも、禮に合ふのも、上下和らぎ睦ぶのも、悉く是れ公に向くのである。殊に、詔を承りては必ず謹むのは、吾等日本國民として私に背いて公に向く事の源である。吾等の一切の義の出づる所である。然るに凡夫は事毎に私に執著して公に背き義を損はうとしてゐる、乃ち誠めたまはく、「凡そ人私有れば必ず恨有り、憾有るときは必ず同らず。」同の字は共なり齊なり和なり平なり、「トトノホル」と訓

むのは平らかに和らぎ齊ふを云ふのである。心に恨あれば衆と和らぎて共に事を爲す事ができない。「同らざれば則ち私を以て公を妨ぐ。」公の事は私欲私情を没して衆と相和らぐときに始めてなめらかに行ひ得るであらう。然るに私情に囚はれて「憾起るときは則ち制に違ひ法を害る。」制は成法その時に應ふ「オキテ」。法は常、諸の制度の奥に其等を在らしめる常の「ノリ」である。私の恨によりて、法制・習俗・道徳等にわたる凡ての秩序を破るのである。則ち私を以て公を妨げるのである。「故れ初章に云へらく、上下和らぎ諧れと、其れ亦是の情なる歟。」第一條に、人皆黨有り、君父に順はず、隣里に違ふを誡め、上下和らぎ睦むべきを教へられた。是れ亦、私に背きて公に向き世間の秩序に随ひて和らぐべきを述べたのであると繰返したまふ御言である。かくて此に第十條凡夫の自覺にもとづいて上來の諸條が私と公との二律背反といふ形に於て一纏めに省みられたのであるが、此の二律背反の自覺は即ち凡夫の深刻なる自覺であつて、其の超克には即ち第九條に謂ふ所の義の實現の本としての信を要し、第二條に教へたまへる歸依に立つ所に始めて枉れるを直くし、かくて始めて私に背きて公に向くを得る事、亦深く思はねばならぬ所である。かかる反省を経て、次の第十六條には、大なる和の心を以て萬民を懷きたまひ、萬民の恩恵に感謝したまふ御心が現はれるに至つてゐる。

第十六條

十六に曰く。民を使ふのに時季に従ふのは古の良き典である。冬の月にはゆつくりした間暇があるのだから、

民を使ふがよい。けれども春から秋にかけては田畑を作り蠶を畜ふ時節であつて皆がその仕事に忙しいのであるから、民を使つてはいけない。いつたい農夫が田畑の仕事をしなければ皆は何を食うて生きてをられようか、蠶婦が蠶をかひ布を織つてくれなければ皆は何を着られようか。

此は第十六條に民を使ふに時を以てすべきを教へたまふ。「民を使ふに時を以てするは古の良き典なり。」此れ蓋し列聖の著るき御治蹟を顧みさせたまふと共に、又「論語」に「子曰く、千乗の國を道むるに、事を敬して信あり、用を節して人を愛し、民を使ふに時を以てす」とある言葉を想はせたまふのであらう。「故れ冬の月には間有り、以て民を使ふ可し、春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふ可からず。」此は民の勞苦をいたはり、其の間暇ある時に力を公の事に用ゐしめんとしたまふ御慈心からの教である。「其れ農せずば何をか食はむ、桑せずば何をか服む。」衣も食も農夫の田を耕し織婦の布を織る辛苦勤勞の御蔭によるものである。太子は此に此等衆生の恩を想はしめ感謝に住せしめたまふのである。

上第八條は官吏が早く朝り晏く退りて公事を盡くすべきを教へたまうた。今此の條は民衆を公事に使ふ上に民衆を間暇ある冬の月を以てすべきを諭したまふ。共に時に緣りて臣民各々に各々の安らひ得べき道と與へたまふのである。第十二條に「率士の兆民、王を以て主と爲す」とあつた、その兆民のすべてをオホミタカラとして慈しみ育くみまします永遠の大御心がかかる規定の上におのづからあらはれいでたまうたのである。畏くも天孫降臨の際にあたりて、天照大神が「吾が高天原

に御す齋庭の穂を以て吾が兒に御せまつる」と詔りたまひし時から農夫織婦をたふとみいとしみまします大御心は、吾等の國を和の國として證し來りたまひし源泉であらせられる。其が今此の條の文にありがたくいただかれるのである。

第十七條

十七に曰く。大きな事をば獨りできめてしまつてはならない。必ず衆くの仲間と一緒になつて十分に話しあつてから定めるがよい。小さな事ならばたいした影響も無いのであるから一から十まで皆と相談するといふ必要もないわけである。然るに大きな事を考へ定める場合には萬一にも過失がありはしまいかといふ恐れがあるものである。だから衆くの者共と一緒になつて考へあひ議りあつて定めるときには、そこに現はれてくる言葉がやがて道理に合つてゐるものであり得るであらう。

此は第十七條に大事を衆と相議るべきを教へたまふ。大きな事とは、國家の祭祀政治等に係はる萬般の事にわたり、其の決定が人民の休戚にかかはる事共であらう。之を獨斷せず、廣く衆と共に相議り、衆智を合せて決定すべきを勧めたまふのは獨斷すれば「若し失有らんことを疑ふ」が故である。祭祀政治等の大事に於て萬一失あるときは國を損なひ民を苦しめるからである。「故れ衆と與に相辨ふるときは辭則ち理を得む。」衆智を合せて相議れば、そこに現はれる言葉が事柄の奥底にひそめる道理に合ふやうになるであらう、則ち判斷決定が過ることなく、政事が良く行はれて民を安んじ國を久しからしめるであらう。

此は十七條憲法の最後の條文である。此に獨斷を避け衆と相議ることによつて道理を得たる政を行はしめむとせられる。理を得るといふ語に依て憲法を結びたまひたるは、初條に和を以て貴しと爲すの語を以て之を始めたまひたると照應してゐる。「上和らぎ下睦びて事を論ふに諧ひぬるときは則ち事理自ら通ふ、何事か成らざらむ、」是れ第一條の語であつたが、今第十七條の「衆と與に相辨ふるときは辭則ち理を得む。」の語と全く同じ趣である。衆と共に和らぎて事を論ひ、事の根本にある理を見出し、道理に隨ひて事を爲してゆくことの教を以て憲法の初と終とを成してをられる。そして此と同じ趣の語は第十條に「我れ獨り得たりと雖も衆に従ひて同じく舉へ」ともあり、又第十五條に「私に背きて公に向くは是れ臣の道なり」とあるのも同じ旨である。孰れも皆小さき我執を離れ公の道理に乗じて衆と相和らぐ所に事を爲し臣道を盡くすべきを示したまふのである。吾等は此の如き和諧の道の教を承るとき、遠く吾等の國の初め、高天原の天安河原に八百萬の神々が神集ひに集ひましまして思兼神を中心に思ひ謀りたまひ、天照大神之を容れて統べ治ろしめしたまひし神代の則を想ひ出さざるを得ないのである。天神皇孫の御統治には獨斷は無かつた、專制は無かつた。天孫降臨に當りて、天照大神が寶鏡を天忍穗耳尊に授けたまひ、「吾が兒、此の寶鏡を視たまひ事、當に吾を視るごとくすべし、」と勅りたまひしより以來、寶鏡は永遠に天祖の大御心を傳へて今に耀きたまひ、善惡美醜一切を己れに攝め映して毫も碍ふることなく、各をして其の處を得しめて煌々として明かなるが如く、萬民を子として慈しみまします大なる御親心の直なる御活動は常に萬

民を生かしめ榮えしむる公の理として顯はれ來りたまうた、又永しへに然かく顯はれ往きたまふのである。この御親心の中にこそ絶對の和がある。一切の私なるもの、忤ふもの、順はざるものを、すべて己れに攝め取り映し出して、照耀無碍、以て大なる和を顯はし出したまふ根本力がある。吾等は十七條憲法をいただき來りて、其の始終を貫くこの和の大御心にぬかづかざるを得ない。而して此の如く神代の事を偲ばしめる此の御精神が、又まさしく明治元年に宣示あらせられた五箇條の御誓文にある、「廣く會議を興し萬機公論に決すべし、」の大御心に通ひ、隨つて帝國憲法に議會を定めしめたまひし大御心に通ひたまふ事は、今の時に於て殊に深く省みるべきところである。

結語

既に十七條の條々について略解し奉つた。今之を顧み來れば、太子憲法は其の上の八條に於て初に和の理想を掲げ、次にその理想を證すべき究竟の依處として篤敬三寶の道を示し、三にその道が吾等日本國民の上に端的に顯はれ來る無上命法として詔を承りては必ず謹むべきを教へ、四にこの無上命法を根柢として現實の生活を秩序づける所以の禮を本として國を治むべきを諭し、更にその禮の諸規定の中について、五には特に民衆の安危に關する所多き訴訟を公平にすべきを誡め、六には惡を匡さざるべからざるを述べて諂詐佞媚の亂の本たるを告げ、七には官に在る者各己が任務を

敬ひ盡くす所に國家安らかなるべきを説き、八にはその公務を盡くすについて時を大切に守るべきを訓へたまうた。則ち和の理想から發して其の證の根柢が省みられ、其から出づる諸の方法が最も現實なる時の規定にまで徹して、前八條を成してゐる。然るに後の九條を緝けば初に一切人倫の規定の根本として信を掲げて第二條に應じ、次に之を己身に省みて凡夫の自覺を示す條より殆ど順を追ふが如くに前八條の條々との深き照應を以て第十六條に至り、亦時の規定に達して上第八條と對照せらるべき如くである。而して最後の第十七條は衆と共に諧ふべきを述べて最初の和の教に還りたまふ。總じて此を貫いて、國を憂ひ民を慈しみたまふ大御心に則りて、國體の大義を明らかにし、凡夫虚假の現實を徹見して歸依佛の一道を教へたまひ、茲に日本國民にとりて永遠の憲章を賜はりたまうたのである。之を御一代に施したまふ内外凡百の政治に對照し拜察するとき、吾等は太子の初め就いて學びたまへる高麗の惠慈法師が太子の薨去の悲音を聞いて發したる言の能く太子の恩徳を述べまつれる如きを覺えるのである。曰く、

日本國に聖人まします。上宮豐聰耳皇子と曰す。固に天に縱されたり。玄聖の徳を以て日本國に生れませり。三統を苞ね貫きて先聖の宏猷を纂ぎ、三寶を恭み敬ひて黎元を救ひたまふ。是れ實に太聖なり。

云々。十七條憲法は此の如き皇子の御手に成りて、推古天皇の永遠に吾等國民に賜ふ所である。吾等は恭敬して此の大御教を承らねばならない。然るに特に此の篤敬三寶の條の、吾等日本國民の各

をして悉く法性の常樂を證せしめ、日本國をして天壤無窮の寶祚に安んぜしめんと冀ひたまふに存する眞義を解せむと欲せずして殊更に云々したてまつる者今も猶絶えざるが故に、吾等は此書を結ぶに當りて推古天皇十五年に下し賜はりし詔を拜誦して太子憲法の御精神を頂戴し奉らうと思ふ。

詔して曰はく、朕聞く、曩者、我が皇祖天皇等の世を幸めたまへること、天に踰り地に踏して敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠り、幽に乾坤に通はす。是を以て、陰陽開け和ひ、造化共に調へり。今朕が世に當りて、神祇を祭祀すること、豈忘有らむや。故れ群臣共に爲に心を竭くして宜しく神祇を拜ひまつるべし。

是れ十五年春二月戊子(日九)の詔である。同月「甲午(日十五)、皇太子及び大臣、百寮を率ゐて以て神祇を祭拜ふ」と記されてある。此を記しまつる所以は上に序説の發端に於て述べし處に照らして更に詳しく憲法の思召と特に明治天皇の御徳教との相應を考へ奉る端を置かんが爲である。讀者諒焉。

昭和十二年十月二十七日印刷
昭和十二年十月三十一日發行

定價參拾錢

不許
複製

文部省思想局編

日本文化協會出版部

發行者 代表者 矢野重雄

東京市豐島區西巢鴨三丁目二七二二

印刷者 山下謙之助

東京市麴町區日比谷公園市政會館

日本文化協會出版部

電話 銀座一一七四番
振替 東京七三九八七番

發行所

日本文化協會

出版書目抄

高谷覺藏	近藤壽治	久松潜一	山田孝雄	川合貞一	紀平正美	河野省三
ロシヤ共産黨の 其の極東政策と	* 日本精神と教育	* 日本文學の特質	* 古代の祝詞に現れたる思想	* 歴史觀	* 自證過程としての歴史 (日本歴史の本質)	* 近世の國體論
四〇・一 六判五	四〇・一 六判五	四〇・一 六判五	四〇・一 六判五	四〇・三 六判〇	四〇・四 六判〇	四〇・三 六判五
六千 五頁三	六千 八頁三	六千 〇頁三	七千 〇頁三	五千 八頁六	九千 八頁九	六千 八頁六

